

十三宝塚遺跡発掘調査概報 II

1976

十三宝塚遺跡発掘調査概報 II



三彩 火舍獸脚

序

十三宝塚遺跡の一角に立つと、北方には赤城山が長い裾野をひろげており、西北方には棒名山、またはるか西方には妙義・浅間・荒船山などの連山がのぞめます。かつては一面の桑園や麦畑に囲まれた地でありますから、ここ数年の都市化・市街化と産業構造の変化等、時代の波はこの辺にも押し寄せ、周囲の景観も一変し、この区域にも伊勢崎佐波工業団地の誕生をみたわけです。

この工業団地造成に伴って発見された十三宝塚遺跡は、昭和48年以来3年次にわたる発掘調査により、全国的にも極めて貴重な遺跡であることが判明しました。そのため、土地所有者の沖電線株式会社の協力により当初の設計変更までしていただき永久保存が可能となったほか、重要な遺跡であることから史跡として指定されることが、このほど国の文化財保護審議会から文部大臣あてに答申されましたことは、この上なく喜ばしいことであります。将来は史跡公園として整備をすると共に保存・活用をはかりたい計画でありますので、関係者各位のいっそうのご理解と、ご協力をいただきたいと存じます。

ここに昭和50年度の発掘調査結果の概要をとりまとめましたので、種々とご活用およびご叱正をいただきたくお願いして序といたします。

昭和51年3月31日

群馬県教育委員会教育長

山川武正

凡　　例

1. 本報告書は、群馬県佐波郡境町大字伊与久に所在する十三宝塚遺跡の昭和50年度発掘調査の概要である。
2. 本遺跡の発掘調査は群馬県教育委員会の直営事業として実施され、国庫補助金を得ている。
3. 遺構・遺物の写真撮影は桜場一寿が主に担当し、遺物の一部を浜沢　実が分担した。
4. 掃団は別図・掘立柱遺構については中東彰子、他は各執筆部分を桜場一寿、井上唯雄が分担した。
5. 本報告書の執筆は共同討議に基いて井上唯雄、前沢和之、桜場一寿が分担し、その氏名を文末に付した。
6. 本調査における出土遺物は一括して群馬県教育委員会で整理保管している。
7. 航空写真はアジア航測株式会社の撮影による。

目 次

I 前年度調査の概要	1
II 調査経過	2
1 調査の目的	2
2 調査の方法	2
3 調査の経過	4
III 調査概要	6
遺構	
1 堀立柱遺構	7
(1) 台形状区画	7
A 基壇建物 第I基壇 第II基壇 第III基壇	
B 堀立柱建物 B004 B015 B017 B022 B028	
C 外郭施設 南門 B001 B002 B003 B018 B005	
B020 B021 B019 B016 北辺土塁 北東隅施設	
(2) 東北建物群	19
B008 B009 B026 B006 B023 B014 B013 B024	
B007 B025 B027 B010 B011 B012	
(3) 東南建物群	21
A棟 B棟 C棟 D-1棟 D-2棟 E棟 F-1棟 F-2棟 G-1棟	
G-2棟 G-3棟 H-1棟 H-2棟 I棟 J棟 K棟 L棟	
(4) 西南遺構	24
M棟	
2 竪穴住居	26
29号住居 33号住居 36号住居	
37号住居 39号住居 42号住居	
3 その他の遺構	37
(1) 井戸	37
(2) 南限大溝	38
(3) 焼土塙	38
(4) 小溝	39
遺物	
1 土器	39

(1) 住居出土の土器	41
A類 B類 C類	
(2) 堀立柱穴出土の土器	47
台形状区画内建物群 東北建物群 東南建物群	
(3) 溝出土の土器	49
南限大溝 台形状区画北東隅溝 J17・18区東西溝	
(4) 包含層出土の土器	51
2 多 彩 陶 器	52
火舍獸脚 小壺 塊 鉢 火舍体部(?)	
3 瓦	54
(1) 出土状況	
(2) 出土瓦 (A軒丸瓦 B軒平瓦 C丸瓦 D平瓦 E面戸瓦 F黒色瓦)	
(3) 叩き文様 (A刻字 B格子・斜格子 C撚糸)	
4 鉄 製 品	62
鉄斧 鍬 扉金具状鉄製品 鐵製鋤車 鉋 鐵環	
鉄釘 鍍金板	
5 その他の遺物	64
羽口 焼台状土製品 螺旋状土製品 砥石	
石製鋤車 瓦塔	
IV 考 察	66
1 遺跡の規模と遺構の配置	66
2 遺構の様相	66
3 遺物の様相	68
4 遺跡の性格	72
5 遺跡の時期	75
む す び	75

挿図目次

- 1 遺跡周辺図
- 2 標準土層図
- 3 第Ⅰ基壇
- 4 南門・B 003・B 018
- 5 29号住居
- 6 33号住居・北辺土塁
- 7 36号住居
- 8 37号住居
- 9 39号住居
- 10 42号住居
- 11 焼土塁
- 12 住居A類の土器
- 13 住居A類の土器
- 14 住居B類の土器
- 15 住居B類の土器
- 16 住居C類の土器
- 17 挖立柱穴出土の土器
- 18 溝出土の土器
- 19 包含層出土の土器
- 20 奈良三彩陶
- 21 軒先瓦
- 22 瓦・叩き文様
- 23 鉄器類
- 24 その他の遺物
- 25 墨書き土器

図版目次

- 1 遺跡全景（航空写真）
- 2 台形状区画（東南隅から）
- 3 南門より第Ⅰ基壇を南から
- 3 第Ⅱ基壇、B 004（東から）
- 4 南柵列、B 001、B 002（西から）
- 4 東柵列（南から）
- 4 東柵列、北東隅施設、B 019、B 021（南東から）
- 5 東北建物群（東から）
- 44号住居、B 022、B 028（南から）
- 6 第Ⅰ基壇北東部
- 6 第Ⅱ基壇地覆石
- 6 第Ⅲ基壇（南から）
- 6 B 006、B 023（東から）
- 6 第Ⅰ基壇南東隅
- 7 29号住居、33号住居、47号住居、北辺土塁、33号住居かまと
- 8 36号住居（西から）
- 8 37号住居（西から）
- 9 39号住居（西から）
- 9 42号住居（西から）
- 9 39号住居 かまと
- 10 焼土塁（北から）
- 10 31号住居、8号井戸（南東から）
- 10 7号井戸（南から）
- 11 住居A類の土器
- 12 住居B・C類、包含層の土器
- 13 瓦、三彩、その他の遺物
- 14 鉄器、墨書き土器

I 前年度調査の概要

昭和48年度における予備調査の結果をうけて遺跡東南部分を中心に発掘調査を実施した。そのねらいとした内容は、

- 1) 遺構南限を限るとみられた大溝の確認
- 2) 溝の北側に想定された掘立柱建物群の発掘調査
- 3) 二つの基壇を含む寺院址状遺構の四囲の確認

の3点を中心に発掘調査を実施した。調査は昭和50年7月22日から10月24日まで群馬県教育委員会、佐波郡境町教育委員会が主体となり国庫補助事業及び企業負担経費によって実施された。

その結果確認された遺構は次の通りである。

- 1) 南限大溝は東西走行を示し、上巾4.8m、下巾2m、深さ1.7m内外の規模で、122mほど続き、西端から120°ほどの角度をもって北北西にのびていること。
- 2) 東南掘立柱建物群は、南限大溝から30mほど北に寄ったところから南北70m、東西40mほどの範囲の中に方形に13棟（改築分を含めると17棟分）を検出した。
- 3) 東南掘立柱建物の西北端から台形状に櫛列、溝、土塁で画された区画があり、その中に二つの土壙を有する建物があったことが確認された。この内、方形を呈する土壙に地覆石をめぐらした第II基壇についてはほぼ全掘した。しかし他の事項については精査を次年度に持越すことにした。
- 4) 東南掘立柱建物群の周辺で23軒に及ぶ竪穴住居を検出し、他に6つの井戸址、土壙等が確認された。

これらの遺構から出土した遺物は時期的に関連するものであり、したがって、各遺構は有機的に関連するものであるとの結論を得た。遺物の内、注目すべき点を挙げると次のようである。

- 1) 刻字瓦の中に平安時代の佐位郡の郷名の頭字を付したものがあること
- 2) 奈良三彩、二彩の多彩陶器片30点余を出土したこと
- 3) 墨書き土器の出土点数が40点近くにのぼることが確認されたこと

これらのことから、この遺跡の性格について次のような観点から佐位郡の郡衙跡であろうとの予察を行なった。

- 1) 遺構が企画的に配置されたとみられ、特に東南建物群の配置は官衙的様相をみせること
- 2) 櫛列で画された部分は特殊な区画と目されるが、寺院址か否か判然としないこと
- 3) 刻字瓦の内、郷名の一字を示すものがあり、奈良三彩、墨書き土器の出土をみるとこと
- 4) 竪穴住居群の年代も遺構と関連するものであり、工人の住居とみられること
- 5) 遺跡は推定される郷の所在地でみるとほぼ郡の中央にあり、郡名と同じ佐位郷に属すること

こと

さらに、この遺跡が機能を有していた期間は出土する遺物・南限大溝を埋めている軽石の状態等からして奈良時代終末から10世紀中葉前後と推定した。この期間はまた律令制支配の衰退と軌を一にしているとみられる。(以上、「概報Ⅰ」より要約)

(井上唯雄)

II 調査経過

場 所 群馬県佐波郡境町大字伊与久字十三宝塚・上戸初・下戸初
(伊勢崎佐波工業団地東端・沖電線株式会社敷地東北隅部に所在する。)

期 間 昭和50年6月1日～9月25日

発掘担当者 群馬県教育委員会文化財保護課 文化財保護主事 井 上 唯 雄
同 前 沢 和 之 同 桜 場 一 寿 同 下 城 正
調査員 坂 爪 久 純 小 林 敏 夫 原 島 利 枝
調査補助員 内 田 憲 治 桜 場 善 文

1 調査の目的

今回の調査は、前年度に実施した調査での所見にもとづいて、遺跡の主要部を全面発掘し、本遺跡の全容を明らかにすることを目的とした。その主な留意点は次の通りである。

- ① 二重柵列および溝・土壘の形状と規模。
- ② 柵で囲まれた内部の建物配置。
- ③ 一部が検出されている東北建物群の全容。
- ④ 以上の遺構と既に調査された東南建物群との関連。
- ⑤ 南限とする大溝の延長部の確認。
- ⑥ 出土遺物の分類・整理。
- ⑦ 史料との対比検討。

以上に重点をおいて調査を進め、本遺跡の性格・時期の解明に努めることとした。

なお、対象となるのは、南北約110m・東西約120mの地域で、発掘面積は約11,000m²である。

2 調査の方法

継続調査であるため、調査基点・基軸線は昭和48・49年度に用いたものに一致させた。ただし、グリッドの規模・区の呼称については、若干の調整をし新たなものに改めた。今後、周辺



挿図1 道 路 周 辺 図

の調査に当っては、この区割りで統一し、遺構相互の関連を理解し易くすることを意図している。以下に主な点を列記する。

- ① 調査区域東端部にあって、地点・標高が明らかであり、設置状態も良好である杭をB.M. 1（標高 59.73.5 m）とする。
- ② B.M. 1を基点とし、東西・南北基軸線を設定する（南北基軸線—TN）。
- ③ 3×3 mを基本グリッドとする。
- ④ 基軸線に従って、30×30 mの区を設定し、これをアルファベット（大文字・東より西へ）と算用数字（南より北へ）との組み合せで呼称する。今回の調査の対象となる区はH 17・H 18・I 17・I 18・J 15・J 16・J 17・J 18・K 15・K 16・K 17・K 18・L 15・L 16・L 17・L 18である。1区は10×10の100グリッドに分割される。
- ⑤ 各グリッドの呼称は、基軸線東南隅の交点に振り、K 15—a 01のように表示する。

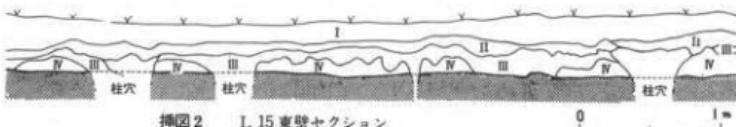
発掘は、区単位を基本として進め、表土層の除去には機械を導入した。〔表土層除去→遺構面の検出→精査→遺物取りあげ→細部のチェック→振り上げ→写真→実測〕を一連の作業過程とし、実測は原則として遺形を用いた。

3 調査の経過

器材の運搬・事務所の設営・調査事項の検討・基準杭の設置など、準備作業を行なった後発掘調査に着手した。これに要する作業員は常時30名を基準とし、それ以外に専攻学生の協力を得た。

現地は、既調査埋め戻し地・未発掘地・土盛地が混然としている上、草が生茂り、この判別が困難であった。このため、J 15・K 15・L 15の発掘は、人手により慎重に進め、遺構の状況についての基本的認識を共通なものにした。その留意点は次の通りである。

- ① 遺構は、ローム漸移層（IV層）から検出される。現地表下約30cmのところである。
- ② 標準土層は挿図2のようになる。
- ③ 遺構面は、ロームがひび割れ、その間際に暗褐色砂質土がはいり込んだ状況を呈しており、柱穴などの確認のためには状況の良い面までさらに削り出す作業が必要である。



I層 表土（暗褐色砂質土）

II層 黒褐色砂質土（ロームブロックを含む。遺物包含層。）

III層 褐色土（3~4cm大のロームブロックを含む。硬くしまる。弱い粘性をもつ。）

IV層 黄褐色土（ソフトローム。大型ロームブロックを多く含む。粘性をもつ。遺構検出面。）

- ④ 遺構面には、根の痕・風倒木による穴・耕作による擾乱が目立つ。
- ⑤ 柱穴は、ロームブロックと暗褐色土との混合土により埋まるものがほとんどであり、重複関係の確認のためには半裁して断面観察からの調査を必要とする。柱痕を確認できるものは少ない。
- また、J 15～L 15の調査によって、これまで部分的に検出されていた南柵列の全貌を明らかにした。その結果、中央や東寄りに掘立柱四脚門（南門）が確認され、西へ6mおいて門屋風の掘立柱建物（B 003）の在ることが判明した。この6mの間には、精査を重ねたが、何等の遺構も認められなかった。西端には、昨年度の調査で確認された大きめの建物（B 001）があり、この東に向きを同じくする小ぶりの建物（B 002）が検出された。この2棟は柵列に先行するものであることも併せて確認された。

次いでJ 16～M 16に調査を進め東柵列および西柵列の一部、第I・II基壇の検出・確認を行なった。この結果、柵列東南および西南コーナーは、各々やや角度を異にして北方向へ曲ること、西柵列外側には溝が並行すること、第II基壇東側に長い南北棟（B 004）の在ることなどが判明した。さらに、從来異なる方位を示すとみられていた第I基壇と第II基壇とが、同方位をもつものであり、これが南門中軸線および南柵列の方向と、それぞれ平行・直交関係に配置されたものであることを確認したのは特記すべき事項であった。また瓦は第I基壇・第II基壇周辺より密集して出土することを認めた。

排土の関係から、東北建物群の調査を先行し、同時に盛土用地のトレンチ調査を実施して、その結果によりJ 17～L 17・J 18～L 18の調査を進めた。

東北建物群では、既調査部分からの知見により、多数の掘立柱遺構の存在が予測されていたが、掘立柱建物20棟が複雑な状態で重複し合っており、その間には多数の竪穴住居の在ることが明らかになった。中でも東柵列北端の東側に位置する4×3間の東西棟（B 006）は、東柵列と同一の方位をもち、また柱穴掘形も柱通りに沿う長方形を呈する。周辺にあって方向を同じくする数棟の建物の中でも、規模・柱穴形状などで他を圧しており、主要建物の1つであるとみられた。掘立柱建物については、方位を同じくするものにより数グループに類別できることが認められた。これ以外に、調査区域北端にかかる絶柱式建物（B 012）のあること、31号住居中央部に方形の井戸（8号井戸）の設けられていること、焼土壙とみられるものの所在などが明らかとなった。以上のようにこの部分は、先年度に確認された東南建物群と対比される一群を形成するものであって、東北建物群と称することとした。

J 17～L 17・J 18～L 18の調査により、柵列区画の全容とその構造が明らかとなり、掘立柱建物群および竪穴住居との関連についても一定の理解を得るに至った。

柵列は南・東・西では二重に在ることが、北辺では土壁・溝が東西方向に並列し、その外側に一列の柵列のあることが確認できた。また、二重柵列の外側と内側との間隔が三辺それぞれに僅かの相違をみせている点、西柵列外側の柱穴が西溝により削りとられている点、それぞれの取りつきの形状などから、区画構造物の設置についての考察をする上での資料を得た。ただ、

東柵列が北溝までのびずに途切れしており、この北端からは寄柱柱穴とみられる小ピットが連続して、「T」型に曲って土壁にとりつくといった特異な構造を示しており、これの理解について苦慮することとなった。区画の形状についても各辺の長さ・方向・四隅の角度がそれぞれ異なる不規則な台形を呈しており、その配置についての理解に混乱を生じた。

柵列区画内においては、寺院址であることの有力な根拠となる講堂・僧房などは確認されず、北辺土壁に沿って、小規模な基壇（第III基壇）、東北建物群（B 006）と柱通りを揃える掘立柱建物（B 015・022）が検出された。このことから、柵列区画内建物と東北建物群とのある段階における有機的関連を具体的に考える資料を得た。また、区画内には 10 軒（重複分を含む）の竪穴住居が検出されたが、このほとんどは掘立柱建物および土壁に先行するものであることが確認された。この中のいくつかは、カマドに瓦を使用しており、その配置状況と併せて竪穴住居の性格・存続期間について 1 つの示唆を与えるものとみられた。

調査の最終段階において、南限大溝の延長を確認するため、道路の東側に借地をし、2 本のトレレンチをいたした。この結果、道路際のトレレンチ（W トレレンチ）では、延長線上にやや巾を狭くするが良好な状態での溝を検出した。12 m 東に寄り、地形的に一段下った個所でのトレレンチ（E トレレンチ）では、黒色粘質土の湿地状堆積が厚くみられ、この間に僅かにロームブロックの混入する層を認めたが、溝の形態を示すものは確認できなかった。これにより、大溝の規模をほぼ確定することができ、出土遺物と併せて遺跡主要部との関連を理解する手掛りを得た。

今回の調査の途中から、北に隣接するリバースチール株式会社敷地内において、境町教育委員会による発掘調査が開始された。この調査基軸線およびグリッド設定は、本遺跡のそれと統一し、相互の交流を密にし合った。

出土遺物については、土器類・瓦・鉄製品・石製品など多種にわたったが、奈良三彩片が多数出土し、とりわけ火舎脚部の逸品があったことは、本遺跡の重要性を示すものとして注目された。文字資料も、多数の墨書き土器および刻字を施す瓦の出土により、比較的豊富な量を得たが、いずれも断片的なものであり、具体的な考察に耐え得るまでには整理できかねた。

（前沢和之）

III 調査概要

今回の調査により確認された遺構は、基壇建物 3・掘立柱建物（重複分も含め）28・柵列および土壁で囲まれる台形状区画の全容、竪穴住居 23・焼土壙 1・井戸 2・溝・土壙などである。このうち第II基壇建物については、先年度に調査され『概報 I』に報告されている。掘立柱建物は、既に確認されたものと合せ 46、竪穴住居は同じく 47 を数える。本遺跡の主要部の全貌は、ほぼ明らかになったといえる。

遺物については、三彩陶・灰釉陶・土師器・須恵器の土器類、軒丸瓦・軒平瓦を含む瓦類、釘、斧、鎌などの鉄器類が出土した。この他に少量ではあるが、瓦塔片・砥石・石製紡錘車・螺旋とみられる土製品も出土している。土器類の出土は、竪穴住居内からのものか圧倒的に多く、次いで溝・柱穴よりのものがある。包含層中にあるものは小破片が多いが、本遺跡の存続期間の下限を知る手掛りとなるものがある。

遺構

1 堀立柱遺構

遺構の配置からみて、本遺跡は大きく4分割できる。

北西部には、二重の柵列および土塁・溝で囲まれる台形状の区画がある。この内には、基壇建物・掘立柱建物が配されており、南正面付近には門が構えられている。本遺跡の中心をなすものとみられる（台形状区画）。

北東部には、掘立柱建物14棟を主として、竪穴住居・井戸などが散在する。柵列区画内と有機的関連をもつ一群とみられる（東北建物群）。

南東部は、先年度調査が実施された所で、掘立柱建物17棟を主とし、竪穴住居・井戸などが検出されている。東北建物群に類した機能をもつ一群とみられる（東南建物群）。

南西部は、台形状区画の南正面に当る所で、掘立柱建物1棟以外には顕著な遺構の確認はなされていない（西南遺構）。

現在までに確認された、基壇建物・掘立柱建物について整理したのが表1である。

これらの建物を中心として、それに関連する施設・遺構について、先述の区分に従って概略を記していく。

(1) 台形状区画(図版2-1)

遺跡の北西部に位置し、基壇建物3棟・掘立柱建物5棟を二重の柵列および土塁・溝で囲む。本遺跡の中心であり、今回の調査において、その全貌が明らかになった。なお、区画内には竪穴住居が散在するが、この多くは掘立柱建物に先行することが確認されている。

A 基壇建物

第1基壇(図版3、図版2-2)

ほぼ中央、僅かに東寄りに在る。基壇は損壊が進んでおり、原状を窺うことは困難であるが、東西に長く20×16m前後の長方形を呈する。四隅は「丁」型の溝状に掘り込まれ、この底から暗褐色粘質土・黄褐色土・黒褐色土を互層に積みあげて版築し、ハードロームを基盤とする基壇主体部を覆う作業をなしている(図版6-1)。これをカットして、基壇の形状を整えていたものとみられる。石・瓦などを使用して、化粧を施した痕跡は認められない。現状では、遺構検出面より基壇上面までは約40cmを測るが、版築は厚さ約15cmで2層を残すのみである。

表1

名称	位 置		棟方向	方 位	規 模(間)	柱間寸法(m)	柱 間 隔 (m)		備 考
							桁行×梁行	桁行×梁行	
I 基壇	J ~ K 16~17		EW	N-11'-E	3 × 2	12.60 × 9.60	4.80~3.00~4.80	4.80~4.80	瓦葺。 掘立柱から有礎への建て替え?。
II 基壇	K16			N-11'-E					瓦葺。 有礎とみられる。地覆石残存。
III 基壇	K17~18		EW	E-2'-S	1 × 1	4.20 × 3.90	4.2	3.90	掘立柱。
001	L15	南 棚 列 上	EW	E-11'-S	3 × 2	8.40 × 6.00	3.00~2.40~3.00	3.00~3.00	南棚列に先行。(概報1) N棟
002	K~L15	南 棚 列 上	EW	E-11'-S	2 × 2	4.80 × 3.00	2.40~2.40	1.50~1.50	南棚列に先行。
003	K15	南 棚 列 上	EW	E-11'-S	3 × 2	6.30 × 3.60	2.10~2.10~2.10	1.80~1.80	B018の建て替え。
004	K16	II 基 壇 東	NS	N-8'-E	5 × 2	15.90 × 3.60 (N3.30~3.00~3.60 -3.00~3.00(S))	1.80~1.80		
005	I16	東 棚 列 上	NS	N-4'-E	3 × 2	7.20 × 3.60	2.10~3.00~2.10	1.80~1.80	東棚列(内側)より新しい。
006	I17	東 北 群	EW	E-4'-S	4 × 3	9.90 × 6.00	2.70~2.25~ 2.25~2.70 (N1.80~2. 10~2.10S)		B023に先行。31号住を切る。柱 通りに沿う長方形の掘形をもつ
007	H17	東 北 群	EW	E-4'-S	3 × 2	3.90 × 3.60	1.50~0.90~1.50	1.80~1.80	B025に先行。
008	H17	東 北 群	NS	N-11'-S	3 × 2	6.30 × 4.20	2.10~2.10~2.10	2.10~2.10	B007に先行。
009	H18	東 北 群	EW	E-11'-S	3 × 2	5.70 × 4.20	1.80~2.10~1.80	2.10~2.10	B026の建て替え。
010	H17~18	東 北 群	NS	N-4'-E	3 × 2	7.20 × 3.60	2.40~2.40~2.40	1.80~1.80	B027の建て替え。
011	H18	東 北 群	EW	E-7'-N	3 × 2	6.30 × 4.80	2.10~2.10~2.10	2.40~2.40	29号住を切る。
012	H18	東 北 群	EW	E-3'-S	3 × 2	6.90 × 4.20	2.40~2.70~2.40	2.10~2.10	北半部は未検出。総柱式建物。
013	H-I 17~18	東 北 群	EW	E-4'-S	3 × 2	5.40 × 3.60	1.80~1.80~1.80	1.80~1.80	B024と重複。
014	I17	東 北 群	EW	E-4'-S	3 × 1	6.90 × 3.00	2.40~2.10~2.40	3.00	B006の南にある。 30号住を切る。

015	I ~ J 17~18	櫛列内	EW	E-4'-S	3×2	6.90 × 4.20	2.40-2.10-2.40	2.10-2.10	B017の建て替え。43号住を切る。 南・西側に0.90の棟がつく。
016	J 18	北柵列上	EW	E-0'-S	3×(2)	5.40 × 1.80?	1.80-1.80-1.80	1.80-	北柵列と併存。 南半部は北溝により破損。
017	I ~ J 17~18	櫛列内	EW	E-7'-S	3×2	7.20 × 4.80	2.40-2.40-2.40	2.40-2.40	B015に先行。43号住を切る。
018	K 15	南柵列上	EW	E-7'-S	3×2	6.30 × 3.60	2.10-2.10-2.10	1.80-1.80	B003に先行。
019	I 17	東柵列上	NS	N-11'-E	6×2	16.20 × 3.90	(N)2.70-2.70-2.70- 2.70-2.40-3.00(S)	1.95-1.95	B021の建て替え。 東柵列に先行。
020	I 17	東柵列上	NS	N-4'-E	4×2	9.30 × 3.30	(N)2.40-2.40- 2.10-2.40(S)	1.65-1.65	東柵列（内側）より新しい。
021	I 17	東柵列上	NS	N-11'-E	4×2	10.80 × 3.90	2.70-2.70- 2.70-2.70	1.95-1.95	B019・020、東柵列に先行。
022	J 17~18	櫛列内	EW	E-4'-S	3×2	6.90 × 4.80	1.80-3.30-1.80	2.40-2.40	B028と重複。44号住を切る。
023	I 17	東北群	EW	E-4'-S	3×2	7.20 × 5.40	2.40-2.40-2.40	2.70-2.70	B006より新しい。31号住を切る。 純柱式建物。
024	H 17~18	東北群	NS	N-4'-W	3×2	4.80 × 3.60	1.50-1.80-1.50	1.80-1.80	B013と重複。
025	H 17	東北群	NS	N-4'-E	3×2	7.20 × 5.10	2.40-2.40-2.40	2.55-2.55	B007の建て替え。
026	H 18	東北群	EW	N-11'-E	3×2	6.30 × 3.90	2.10-2.10-2.10	1.95-1.95	B009に先行。
027	H 17~18	東北群	NS	N-4'-E	3×2	7.80 × 3.60	2.70-2.40-2.70	1.80-1.80	B010に先行。
028	J 17~18	櫛列内	EW	E-4'-N	3×2	7.50 × 4.80	2.40-2.70-2.40	2.40-2.40	B022と重複。44号住を切る。
A	I 14	東南群	NS	N-11'-E	(4)×(2)	(9.90)×(1.80)	(N)2.40-2.40- 2.70-2.40-(S)	1.80-	4×1間分を検出。 1号住を切る。
B	I 14	東南群	NS	N-16'-E	4×2	12.00 × 4.20	3.00-3.00- 3.00-3.00	2.10-2.10	4号住を切る。
C	I 14	東南群	EW	E-16'-S	3×2	7.80 × 4.20	2.70-2.40-2.70	2.10-2.10	B棟の北側にある。
D-1	I 14	東南群	EW	E-16'-S	3×2	6.60 × 5.10	2.40-1.80-2.40	2.55-2.55	D-2棟に先行。 C棟の西側にある。

D-2	I 14	東 南 群	EW	E-16'-S	3×2	6.60×4.50	2.10-2.40-2.10	2.25-2.25	D-1 棟の建て替え。
E	I 14	東 南 群	NS	N-11'-E	3×2	10.50×3.60	3.30-3.90-3.30	1.80-1.80	F 棟の東側に並ぶ。
F-1	I 14	東 南 群	NS	N-11'-E	4×2	9.30×3.60	(N)2.10-2.10- 2.10-3.00(S)	1.80-1.80	F-2 棟に先行。
F-2	I 14	東 南 群	NS	N-8'-E	4×2	9.90×3.60	(N)2.70-2.40- 2.40-2.40(S)	1.80-1.80	F-1 棟の建て替え。
G-1	I ~ J 14	東 南 群	NS	N-11'-E	3×2	6.60×3.60	2.10-2.40-2.10	1.80-1.80	G-2・3 棟に先行。 F-1 棟の南側に並ぶ。
G-2	I ~ J 14	東 南 群	NS	N-9'-E	3×2	6.30×3.90	1.80-2.70-1.80	1.95-1.95	G-1 棟の建て替え。 G-3 棟に先行。
G-3	I ~ J 14	東 南 群	NS	N-16'-E	3×2	6.30×4.20	2.10-2.10-2.10	2.10-2.10	G-1・2 棟より新しいとみられる。
H-1	I ~ J 13-14	東 南 群	NS	N-8'-E	3×2	6.00×3.60	(N)1.20-2.40- 2.40(S)	1.80-1.80	H-2 棟と重複。
H-2	I ~ J 13-14	東 南 群	NS	N-15'-E	3×2	6.00×3.60	2.10-1.80-2.10	1.80-1.80	H-1 棟と重複。
I	I ~ J 13	東 南 群	NS	N-9'-E	3×2	5.10×3.90	1.80-1.50-1.80	1.95-1.95	風倒木の穴を埋めた上につくる。
J	I 13	東 南 群	EW	E-23'-S	3×2	6.60×4.20	2.10-2.40-2.10	2.10-2.10	10 号住を切る。
K	I 13-14	東 南 群	NS	N-15'-E	3×2	4.50×4.20	1.50-1.50-1.50	2.10-2.10	總柱式建物。
L	J 12-13	東 南 群 南	EW	E-17'30'-S	3×2	6.30×4.80	2.10-2.10-2.10	2.40-2.40	11 号住を切る。南北に 1.20、東に 2.40 の 間をもち、東は更に 1.20 の壁間にとりつけ。
M	L 13	南門西南方	NS	N-5'-E	3×2	7.20×4.80	2.40-2.40-2.40	2.40-2.40	1 棟離れて在る。

表注

*1 I～III基壇のうち、II基壇については『概報Ⅰ』を参照のこと。

2 B 001～028が今回の調査により確認されたものである。ただし、B 001は先年度に調査されて、N掘立遺構として報告されているものである。

3 A～Mは先年度の調査により確認されたもので、『概報Ⅰ』に詳述されている。今回所取するにあたっては、新たな知見との比較検討をなし、また若干の点について整理を行なった。その結果、『概報Ⅰ』の一覧表・記述とは相違する箇所が生じた。なお、D-1・2などは、建て替えの順序を示す。

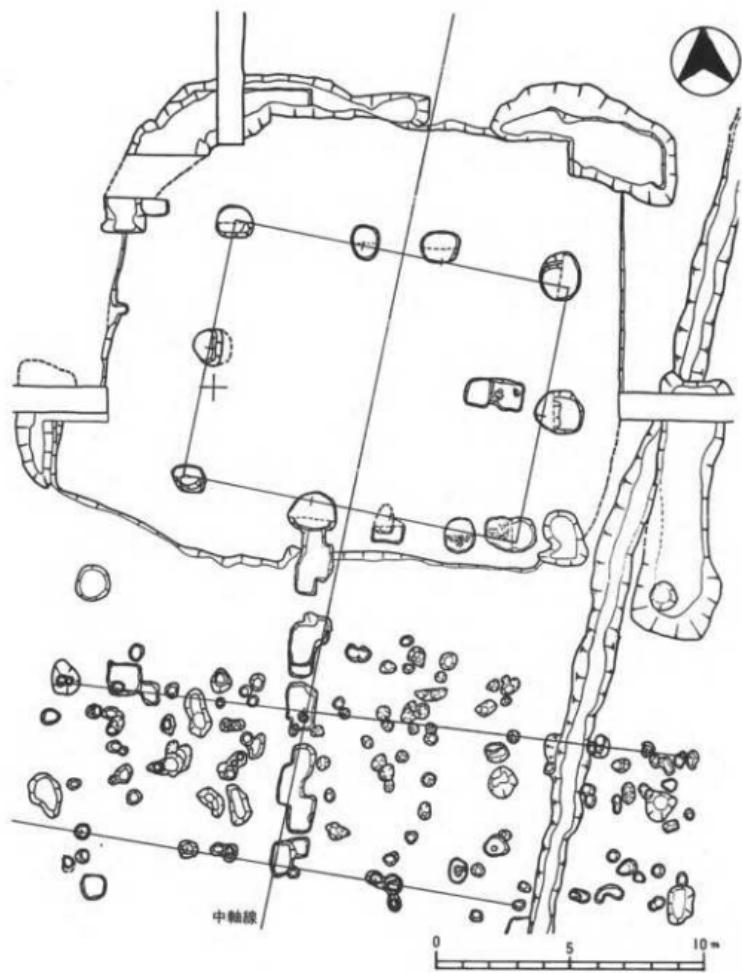


插圖 3 第一基壇

この四隅にある溝状の掘り込みについては、版築の本来の機能によってみると不明な点が多い。具体的に何如なる機能を目的として設けられたのかについては、さらに検討が必要である。

建物は、 3×2 間の東西棟で、本遺跡中最大規模のものである。桁行において、両側に比べ中央柱間が著しく狭くなっている点、特異な形状をもつ。この南北中軸線はN-11°-Eで、南門の中軸線と西へ1.2mずれて平行する。また、建物南側柱通りから南門前面までは42.0mを測る。基壇の出は、東・西・南の3面で約3m、北が広く約5mである。周辺に瓦が密集して出土したことから、これが瓦葺であったことは間違いないところである。柱穴は、径1.2~1.5mの円形で、ほとんど垂直に掘り込まれる掘形をもつ。その深さは現状で約1mを測る。これに径30~40cmの柱を据え、その周囲をローム混りの暗褐色土で版築状に固めていたことが窺える。埋土の状態からみて、柱は抜き取られた可能性が強い。南側通り東端の柱穴では、埋土上部に皿状の堆積がみられ、この上に挙大一人頭大の河原石が集中して置かれていた。このすぐ南側からは、大石を破碎した際に生ずる鋭い棱をもつ破片が多く出土している(図版6-5)。基壇の版築、および柱穴埋土より出土した土器に、やや古い所に分類できるものがみられることなどから、この建物が掘立柱から有磧へと改築されたことも考えられる。

基壇前面では、多数の穴が検出された。しかし、形状も不整形で浅いものが多く、建物としてのまとまりをもつには至らない。ただ、数条の小規模な掘立柱列のあることが認められる。これが、建物に伴うものであるのか、造営に関係するものであるのかについては明らかでない。

第II基壇(図版3-1・6-2)

南西隅に寄ってあり、第I基壇建物から心々で南へ21.0m、西へ24.6mの位置にある。一辺の長さ約12mの方形で、遺構検出面より約50cmの高さを残す。この上に凝灰岩製の地覆を巡らす、二重基壇の建物である。先年度調査については『概報I』に詳述されているが、従来異るとみられていた第I、II基壇の方位が、一致するものであることが判明した。周辺には瓦が密に散布しており、ここに建てられた建物が瓦葺であったことは確実である。また周辺からは、鉄釘・扉金具とみられるものなどが多く出土している。

第III基壇(図版6-3)

北端に近く、中央やや西寄りに在る。東西に長い 12×6 mの長方形基壇で、遺構検出面からの高さは約35cmである。ローム層を浅く掘り込み、その底から黄褐色土・黒褐色土を互層に積み上げて基壇を造るが、作業は丁寧でない。現在では損壊が進んでいる。

建物は基壇の西寄りにあり、 1×1 間の小規模な東西棟である。基壇の出は、南1m・北1.4m・東6m・西2mを測る。方位は、第I・II基壇建物とは相違し、北擋列・北辺土壁に近似する。柱穴は径1mの円形で、底が狭くなる掘形をもつ。埋土の状態から、柱は抜き取

られたものとみられるが、一部に柱痕およびその周囲の根固め作業の痕跡をとどめる。

B 挖立柱建物

B 004 (図版3-1)

第II基壇の東側に接してある 5×2 間の南北棟。南・北両妻側より1間の所に、床束とみられる柱穴をもつ。柱穴は円形で、非常に深い掘形をもつ。第II基壇建物と僅かに方位を異にするが、何等かの関連をもつ建物であることが考えられる。

B 015

北東隅にある 3×2 間の東西棟。南・西2面に出 0.9 m の縁を巡らす。東柵列(内)および北柵列(B 016以東)と方位を同じくし、それぞれより 3.6 m 、 8.4 m の位置にある。東北建物群のB 006とは 9.2 m 離れており、北側柱通りの柱筋をほぼ一致させる。43号住居を埋めた上に造られたものであって、B 017の方位をずらしての建て替えとみられる。

B 017

B 015に先行する 3×2 間の東西棟で、より深い掘形の柱穴をもつ。方位は、南門西側に在るB 018に一致し、B 004に近似する。43号住居を埋めた上に造られている。

B 022 (図版5-2)

B 015の西 5.7 m に在る 3×2 間の東西棟で、B 016の南側に位置する。北側柱通りはB 015とは柱筋を揃えており、計画的な配置である。44号住居を埋めた上に造られており、B 028と重複するが前後関係は明瞭でない。

B 028 (図版5-2)

B 022と重複する 3×2 間の東西棟。規模は類似するが、方位は東で北へ 8° ふれる。この方位は、東へ 35.2 m 離れてあるB 024と同じである。

C 外郭施設 (図版3-2・4-1)

四至を画する柵列および溝・土壘の概要を整理したのが表2、3である。現状では、南面は門をはさんだ二重柵列、西面は外側に溝をもつ二重柵列、北面は柵列・溝・土壘、東面は二重柵列の形態を示している。これら各辺の長さ、交点の角度は相違しており、不正台形状を呈する。柵列は9棟の掘立柱建物と重複しており、北東隅には「L」型の築地塀がめぐるなど、複雑な構造をみせている。

南門 (挿図4、図版2-2)

外郭施設で門が確認されたのは、南柵列に伴う門1所のみである。南柵列東端(2本目の柱穴)より約 30 m 、同西端より約 42 m の所に在る。間口1間・奥行2間の掘立柱四脚門で、規模は間口 4.8 m ・奥行 4.5 m を測る。前面は柵列(外)より、 0.3 m 南へ出る。ここから第I基壇建物南側までは 42.0 m である。門の中軸線はN-1 1°-Eで、第I基壇建物のそれと 1.2 m 東にずれて平行する。この延長線を南にとると、南限大溝の西屈折点と東端とのほぼ中央を通る。この間は心々で約 104 m を測る。門の東側には柵列がとりつくが、西側はB 003と

表2

遺構名	方位	規模		備考
		長さ(m)	巾・柱穴数など	
南柵列(外)	E-11'-S	78.0	柱 門以東 13 門以西 14	東端より2本目から西端柱穴までを全長とする。東より約30mに南門が構えられており、西より約30mにはB 003が建てられている。西端近くにB 001・002が重複する。柱間は2.1~3.0mを測る。
南柵列(内)	E-11'-S	74.3	柱 門以東 13 門以西 13	東端より2本目から西端より2本目柱穴までを全長とする。門以西では全体にわたり造り替えがなされている。内外の間隔は門以東では3.6m・門以西では3.3および2.7mである。柱間は1.8~2.4mを測る。
西柵列(外)	N-16'-E	82.0	柱 残存 19	南端から北柵列西端柱穴までを全長とする。柱穴の中には西溝により破損しているものが多く、残存するものも傾斜にかかっているため、小さく浅い。柱間は1.8~2.7mを測る。
西柵列(内)	N-16'-E N-14'-E	73.8	柱 残存 30	南柵列(内)との交点から北辺土壘北側柱穴までを全長とする。南端より51.9mの点から、西へ2'ぶれている。北端では北辺土壘にとりつくとみられる。内外の間隔は南端で3.0m、北端で2.1mである。柱間は1.8~3.0mを測る。
北柵列	E-0'-S E-4'-S	60.9	柱B 016以東8 B 016以西18	東端からB 016 東妻側、そこより西端までの合計を全長とする。東端より18.6mにB 016が建てられている。B 016以東では南へ4'ぶれを生ずる。柱間は1.8~2.7mを測る。
東柵列(外)	N-4'-E	73.5	柱 24	南端から北端柱穴までを全長とする。南端より45.0mにB 005、57.2mにB 020が建てられている。B 005・020間に柵列が連なる。柱間は1.5~2.7mを測る。
東柵列(内)	N-4'-E	73.5	柱 31	南柵列(外)との交点から北端までを全長とする。南端から北柵列東端までは92.1mを測る。内外の間隔は3.6mであるが、B 020以北では3.9mと広くなる。柱間は2.1~2.7mを測る。
西溝	N-16'-E	80.0	上 約2.6 下 約1.2	南端から西溝との交点までを全長とする。巾には多少の変化がある。南柵列(外)の位置より掘り込まれる。流水・滯水の痕跡は認められない。西柵列(外)の柱穴を切る。
北溝	E-0'-S E-4'-S	67.4	上 約2.4 下 約0.8	東端から西溝との交点までを全長とする。巾にはかなりの変化がある。東柵列(外)の延長線上まで延びる。流水・滯水の痕跡は認められない。B 016以東では、南へぶれる傾向を示す。
北辺土壘	E-0'-S	約55.0	基底巾 約2.3 上巾 約1.5	東端では築地壘に、西端では西柵列(内)にとりつくとみられる。33号住を埋めた上に造られている。

表3

交 点	角 度	備 考
南 檻 列(外)——東 檻 列(内)	83°	南櫻列(内)・(外)は平行する。
南 檻 列(内)——東 檻 列(内)	83°	東櫻列(内)・(外)は平行する。
南 檻 列(外)——東 檻 列(外)	90°	南櫻列(外)は、東端より2本目の柱穴から、東で北へ7ふれE—4—Sを示す。これと東櫻列(外)とは直交する。
南 檻 列(外)——西 檻 列(外)	85°	
南 檻 列(内)——西 檻 列(内)	85°	
西 檻 列(外)——北 檻 列	106°	
西 檻 列(内)——北辺土塁	104°	西櫻列(内)は、南半部で(外)に平行し、北半部では西へ2°ふれる。
北 檻 列——東 檻 列(内)延長線	90°	北櫻列は、B 016以東で南へ4°ふれる。
北 檻 列——東 檻 列(外)延長線	90°	

の間に6.0 mの間隙がある。柱穴の形状は齊一でないが、いずれも大形で深い掘形をもつ。ほとんど垂直に掘り込まれ、深さは90 cmを測る。柱を据え、その周囲は黒色土とロームを多く含む粘質土とを互層となし、つき固めて固定している。柱底のあたっていた部分は、浅くくぼんでおり、非常に固くしまった状態となっていた。柱痕から、柱は径25 cm前後のものであるとみられる。

B 001 (図版3-2)

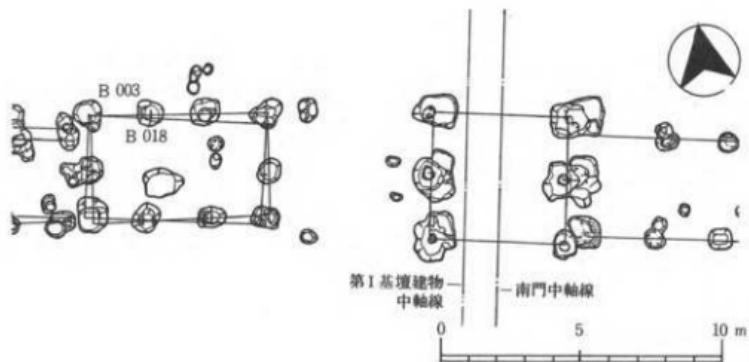
南西隅に在る3×2間の比較的大きい東西棟。先年度の調査によって、櫻列に先行することが確認されている。南櫻列と同じ方位をもち、東・西妻中柱を結ぶ線は、南櫻列(外)の並びに一致する。柱穴は、大形の楕円形で深い掘形をもつ。

B 002 (図版3-2)

B 001の東3.3 mに在る2×2間の小規模な東西棟。方位はB 001と同じである。南櫻列に先行するものであることが、確認されている。柱穴は、小円形で深い。

B 003 (挿図4)

B 002の東13.2 mに在る3×2間の東西棟。西妻側は櫻列西端より約30 m、東妻側は櫻列東端(2本目の柱穴)より約42 mの位置にある。この建物の梁行3.60 mは、櫻列南門以東の内・外間隔に一致し、その延長線上に直列する。西妻側には櫻列がとりつき、南側柱通



挿図4 南門

りは柵列（外）と柱筋を揃える。同規模のB 018の方位を、東で南へ4°ふって建て替えたとみられる。柱穴は円形で深い掘形をもつ。

B 003と南門との間には6.0 mの隙間があり、数度の精査にもかかわらず顕著な遺構の存在は見出せなかった。ここが開口していたとする、南門の実際的機能が無意味となり、構造的に理解し難いものとなる。現在の段階では、具体的な構造を想定するのは困難である。B 003は、その並びからしても、南門および柵列の設置と時を同じくして、配置されたものとみられる。

B 018（挿図4）

B 003に先行する3×2間の東西棟。方位はB 017に一致し、B 004に近似する。この西妻側前面には、南側柱通りと柱筋を揃える掘立柱列がとりつく。この柱列は全長約13 mを測る。柱穴は円形で、B 003よりは浅い。

B 005

東柵列に重複する3×2間の南北棟で、柵列南端より45 mの所にある。方位は東柵列に一致する。柵列（内）よりは新しく、外側柵列と併存して外郭施設の一部として在ったものとみられる。この重複関係により、柵列の設置には時間的な差があり、内側が先行するものであったことがわかる。柱穴は小円形で、深めである。

B 020

東柵列に重複する4×2間の南北棟で、B 005の北4.8 mの位置にある。方位は東柵列と一致し、東側柱通りはB 005と柱筋をそろえる。外郭施設の一部であり、南・北妻側には柵列がとりつく。柱穴の形状はB 005とよく似る。

B 021（図版4-2）

西半部が東柵列に重複する 4×2 間の南北棟。第I基壇建物と方位を同じくし、その東23.4mの位置にある。柵列およびB 019・020に先行し、比較的古い段階に建てられていたものとみられる。柱穴は小円形で深い。

B 019 (図版4-2)

B 021より2.4m北に寄って建てられた 6×2 間の南北棟。B 021と同じ方位をもち、これの建て替えとみられる。柵列、B 020には先行する。柱穴はB 021と似た形状である。

B 016

北柵列のとりつく東西棟で、南半部は北溝により切りとられている。桁行3間で、梁行は1間分を検出したのみである。北柵列西端より36.6m、東端より18.6mの所にある。方位は北柵列西半部に一致し、北側柱通りはこれより0.6m北へ出る。柵列はB 016以東では4°南へふれて、東柵列の延長線と直交する方位を示す。柱穴は長方形で浅めの掘形をもつ。

北辺土壘 (図版7-2)

北辺を画するもので、溝・犬走り・土壘が一体となった構造である。

土壘は台形状の断面をもち、現状で基底巾約2.3m・上部巾約1.5m・高さ約35cmを測る。ローム混り暗褐色土と黒褐色土とを互層に積み上げて構築している。現存の長さは約44mであるが、原状では西柵列(内)から東へ約55mのびていたとみられる。方位は北柵列B 016以西に一致する。

土壘と溝との間に、巾1.4m前後の犬走り状の平坦な面がつくられている。溝は北西隅で鈍角に折れて西溝となる。B 016以東では、北柵列のふれに類して、やや南へふれる傾向を示し、東柵列(外)の延長線の位置で終わる。

土壘は、瓦使用カマドをもつ33号住居、47号住居を埋めた上に造られており、溝はB 016南半部を切っている。従って、北柵列よりは新しい時期に設けられたことがわかる。また、西柵列(内)北端では、柱間が約2.4mあり、この間に土壘がはさまれる位置となる。この柱穴は東西に長く、大きめな掘形をもち、この東に接してもう1つの柱穴が設けられている。この構造は、土壘にとりつくための工作とみることができよう。東端においては、北に屈折するか、または張出しを設けるかして、後述の築地塙にとりついたものとみられる。

北東隅施設 (図版4-2)

東柵列は内・外側とも北柵列に接するまで延びておらず、この間に18.9mの間隙をもつ。この東柵列北端から、小円形の柱穴が2列で北へ連なり、やがて西へ直角に折れて約8.5mの所まで続く。この柱穴は、径25~35cm・底径13~20cm・深さ14~40cmの小さなもので、内・外側列とでは対になっており、その間隔は1.5mである。また柱間は2.1~3.0mを測る。外側南北柱列は、東柵列(外)の延長線にはほとんど描い、方位も同じである。また、北溝がこの延長線の位置までのびていることは既に述べた。

この柱穴列の内側にあって平行する「」型の溝が検出された。巾2.3m・底巾1.8mの浅い

もので、流水・滌水の痕は認められない。埋土中より、墨書き器などの出土が多い。この南北部分の西岸は、東柵列（内）の延長線に、また東西部分の北岸は北辺土塁の延長線にはほぼ揃う。さらに西端は、柱穴列西端と並ぶ位置にあり、B 015 東妻御柱通りとはほぼ一致する。

この柱穴列のあり方は、築地塙の寄柱を想起させるものである。現在、明瞭な痕跡を確認するに至ってはいないが、ここに「V」型に折れる築地塙の設けられていたことを考えてよいようである。

以上の点から、北東隅には築地塙がめぐらされており、これは南では東柵列（外）につながり、西では土塁の北側に張り出した個所につながっていたことが想定できる。内側にある溝の性格・機能および設置時期については詳らかでない。

以上、台形状区画に属する遺構について説明を加えてきたが、これを整理して列挙する。

- ① 本遺跡の主要構造物は、第Ⅰ・Ⅱ基壇建物であり、台形状区画はこれに付属する施設および空間を画すために設けられたものである。
- ② 第Ⅰ・Ⅱ基壇建物の中軸線は、南門の中軸線に平行し、南柵列と直交する。この軸線が配置を整える上で設定された基準線であるとみられる。
- ③ 柵列を設置する以前に、B 001・002・019・021などがあり、これらはいずれも②の軸線と方位を同じくする。
- ④ 外郭施設については、その構造に変遷があったと考えられる。それを段階に従って整理すると次のようになる。

I段階

B 001・002・019（→021）などが、第Ⅰ基壇および第Ⅱ基壇建物の周辺に配置される。具体的な区画施設があったか否かは不明。

II段階

南柵列（外）—西柵列（外）—北柵列—東柵列（内）が設けられる。内部にはB 015・022が造られる。南面には南門・B 003が構えられ、柵列とともに正面が整えられる。北東隅については、どの様な構造になっていたかは詳らかでないが、通路状に開口していた可能性もある。その場合には、東北建物群との有機的関連を意図してのものと考えられる。

III段階

南柵列（内）を新設—西柵列（内）・西溝—北辺土塁・北溝—北東隅築地塙—東柵列（外）となる。南面は、南門の出の関係、西溝が外側の位置までのびてること、南門の東と西で柵列（内）はズレを生ずることなどから、正面を整える意味においても廻廊状の構造とされた可能性が強い。西柵列（外）は西溝によって切られており、この段階で撤去され内側に造り替えられたとみられる。東柵列は、建物との重複関係などからみて、（内）→（外）と造り替えられたと考えられる。その際に、柵列中にB 005・020を配し、また南柵列（外）との交

点を直角とするように配慮している。北東隅は築地塀によって閉塞される。ここで北面を土壘にしたこと、築地塀を設けたことについては、その理由を明確にし得ない。

第III基壇建物は、この段階までには造られていた。

⑤ 第I基壇建物は、掘立柱から有磧へと建て替えられた可能性がある。その時期については不明であるが、II→III段階の頃が考えられる。

⑥ 西櫛列にかかり、底近くに浅間噴出B軽石の堆積層をもつ大土壤が掘られている。これの掘られた時点においては既に、この施設の機能は停止していたとみられる。

(2) 東北建物群(別図2、図版5-1)

台形状区画の東北方にある一群で、掘立柱建物14棟から成る。

B 008

東寄りにある3×2間の南北棟。方位は第I基壇建物に一致し、B 019の東21.6mのところにある。B 007・025と重複するが、このいずれにも先行する。柱穴は円形で非常に深く、B 004に似た形状を示す。

B 009

B 008の北7.8mにある3×2間の東西棟。方位はB 008に一致する。似た規模のB 026の建て替えとみられる。柱穴は円形で深く、北側柱通り東から2本目の埋土中からは、多量の須恵器片が出土している。

B 026

B 009と同位置にあり、これに先行する3×2間の東西棟。方位はB 009に一致する。柱穴の形状はB 009に類似する。

B 006(図版6-4)

東櫛列北端より北へ3.9m、東櫛列(内)延長線より東へ5.6mの位置にある4×3間の東西棟。この群の中では最大の規模をもち、柱穴掘形も柱通りに沿う長方形で、深くしっかりしたものである。方位は東櫛列と同じであり、北側柱通りは台形状区画内のB 015・022と柱筋をほぼ揃える。31号住居を埋めた上に造られており、B 023に先行する。

この建物は、その規模および柱穴の形状からみて、他とは異なるものがあり、この群における中心建物であったとみられる。また、東櫛列の途切れる部分を意図した配置を示すこと、区画内の建物と柱筋を揃えていることなどからみて、区画内と有機的な関連をもったものであることが推察される。区画北東隅に築地塀が設けられた段階においては、それと建物西側との間隔が非常に狭くなることから、この建物は廃されたものとみなされる。

B 023(図版6-4)

B 006と完全に重複する3×2間の東西棟。全ての柱通りに柱穴をもつ総柱式建物であるが、中にはいる柱穴は小さめである。方位はB 006に一致し、これよりも新しい建物である。

B 014

B 006 の南 3.0 m、その正面に位置する 3 × 1 間の小規模な東西棟。東妻柱通りは、B 006・023 と柱筋を揃える。東柵列（内）より東へ 8.4 m を測る。方位は B 006 に一致する。30 号住居を埋めた上に造られており、柱穴は小円形で浅めである。

その配置、規模から、B 006 に伴う付属家屋とみられる。

B 013

B 006 の東 2.6 m にある 3 × 2 間の東西棟。南側柱通りは、B 025 の北側柱通りと柱筋を揃える。方位は B 006 に一致する。柱穴は円形で、やや貧弱な掘形である。B 024 と重複するが、前後関係は明瞭でない。

B 024

B 013 と重複する 3 × 2 間の南北棟。N-4°-W の方位をもつが、この建物が唯一の例である。B 013 との前後関係は明らかでない。

B 007

B 006 の東 10.2 m の位置にある 3 × 2 間の小規模な東西棟。B 025 に先行するが、B 008 よりは新しい。方位は B 006 に一致する。柱穴は、大きめの円形であるが浅めである。

B 025

西半部が B 007 に重複してこれより新しく、B 006 の東 12.0 m に位置する 3 × 2 間の南北棟。B 013 と北側柱通りの柱筋を一致させる。方位は B 006 と同じである。柱穴は、円形で深く、特に四隅は非常に深い。それに比して、妻中央柱は貧弱であり浅い。

B 027

群の東端にあり B 007 の東北方に位置する 3 × 2 間の南北棟。B 006 の東 20.0 m、B 013 の東 12.0 m にある。B 010 に先行するもので、方位は B 006 に一致する。

B 010

B 027 に重複する 3 × 2 間の南北棟。B 006 の東 20.4 m、B 013 の東 12.3 m、B 025 の東 3.0 m にある。B 027 の建て替えて、規模をやや小さくし、東へ 0.3 m（1 尺）移動したものとみられる。方位は B 006 に一致する。柱穴は B 027 と重なるものが多く、円形で深い掘形をもつ。

B 011

群の北に寄った位置にある 3 × 2 間の東西棟。方位は E-7°-N で、他に類例がないが B 024 に近似する。29 号住居を埋めた上に造られており、B 009・026 と一部重複するが前後関係は明らかでない。

B 012

調査区域北端にかかっており、3 × 2 間分を検出した。全ての柱通りに柱穴をもつ総柱式建物である。方位は B 006 に近似するが僅かに北にふれる。

この群にある建物の形状・配置から、次のことが整理できる。

① 挖立柱建物は、方位により3区分できる。

I類 第I基壇建物・南柵列に一致するもの。 ···· B 008・009・026

II類 東柵列に一致するもの。

··· B 006・007・010・013・014・023・025・027・012(近似)

III類 I、II類以外のもの。

··· B 011・024

② 重複の関係からみて、I類がII類に先行することが推定できる。このことは、全体的な配置からみて、I類に豊穴住居を切るものがないのに対して、II類にはそれがみられることとも整合する。また、I類が南柵列に先行するB 001・002、東柵列に先行するB 019・021と方位を同じくする点は注意を要する。III類についての前後関係は明らかでない。

③ 建物の棟数および配置からみて、II類がこの群の主体であったことがわかる。換言するならば、この群の機能の盛時はII類の配置があった時といえる。

④ II類は一時に5棟前後が建っていたとみられ、その配置は匁型を呈する。ここでの中心建物はB 006であろう。これが機能していた時期においては、台形状区画の北東隅はかなり広く開口していたものとみられる。つまり、この群は区画内と密接な関連をもって存在したものであることが想定できる。これは、台形状区画のまとめあげたII段階に相当する。

⑤ 台形状区画外郭施設の造り替えがなされた段階、つまり先述のIII段階においては、北東隅は築地塀によって閉塞される。この段階においては、この群の機能が縮小されたか、あるいは性格を変えたことを推察できる。いずれにしてもB 006などII類のあるものは廃されて、B 023などが新たに設けられたとみられる。

⑥ B 010より東では、地形は急な下り傾斜を示す。遺構の検出状況からみても、この群の広がりは今回確認された範囲にとどまる可能性が強い。ただし、北側については若干の広がりを示すことが予測される。

(3) 東南建物群(別図3)

台形状区画の東南方に広がる一群で、掘立柱建物17棟から成る。東端部では道路にかかるため未調査の部分を残す。なお、この群については先年度に全面が調査され、その結果は『概報I』に詳述されている。ただ、今回の調査によって得た知見を加えて整理をしていくと、若干の修正および新たな見解を得るに至った。ここではそれらの点を中心に概略を記す。なお、建物の名称は『概報I』に準ずる。

A棟

調査区域東端にかかり、4×1間分を検出したのみである。やや規模の大きい南北棟。方位は第I基壇建物に一致する。1号住居を埋めた上に造られている。

B棟

A棟の西に隣接する 4×2 間の南北棟。C棟のほぼ南正面に位置し、この間は2.1mである。方位はN-16°-Eで、これは西櫛列の走向に一致する。4号住居を埋めた上に造られている。

C棟

B棟の北側にある 3×2 間の東西棟。方位はB棟と同じである。

D-1棟

C棟の西2.7mにあり、これとほぼ並んで配置される 3×2 間の東西棟。この2棟は、この群の北端に位置する。方位はB棟と同じで、D-2棟に先行する。この群の中では最も深い奥行きをもつ。

D-2棟

D-1棟に重複する 3×2 間の東西棟。D-1棟と間口はほとんど変わらないが、奥行を60cm(2尺)縮めて建て替えている。この作業は、北側柱通り・東西両妻側中柱を移し替えて行っており、新しい柱穴はD-1棟のものより約20cm深くなる。方位はD-1棟と同じである。

E棟

D-1,2棟の南側にある 3×2 間の南北棟。方位はA棟に一致し、これの西17.3mのところにある。また、北妻側通りはF-1棟の北妻側通りと柱筋を揃え、A棟の北妻側通りとも近い位置にある。この建物の桁行の柱間隔は非常に広く、柱穴は径60cmの円形で深さ70cmとしっかりした掘形をもつ。

F-1棟

E棟の西2.4mのところにある 4×2 間の南北棟。北妻側通りはE棟北妻側通りと柱筋を揃える。方位はA棟と同じである。F-2棟に先行する。

F-2棟

F-1棟の建て替えであり、 4×2 間の南北棟。建て替えでは、梁行はそのままとし桁行を0.6m(2尺)のばしている。ほとんど同じ位置で行なわれているが、方位を北で3°西へふっている。この方位は、第II基壇東側にあるB 004と同じである。

G-1棟

F-1棟の南3.6mにある 3×2 間の南北棟。方位はA棟に一致する。西側柱通りでF-1棟より1.2m東にずれ、東側柱通りでE棟より4.8m西にずれた位置にある。

G-2棟

G-1棟の建て替えであり、 3×2 間の南北棟。建て替えは、桁行を0.3m(1尺)つめて梁行を0.3m(1尺)広くし、方位を北で2°西にふって行なわれている。この方位はI棟に一致し、F-2棟に近似する。西側柱通りでF-2より1.5m東にずれて並ぶ位置にある。G-1棟に先行するものとみられる。

G-3 棟

G-3 棟のほぼ同位置における建て替えであり、3×2間の南北棟。建て替に際しては、桁行はそのままで梁行を0.3m(1尺)広げ、方位を北で7°東へふっている。この方位はB棟に一致する。B棟の南西方やや離れた位置にあるが、この南北距離は16.8mを測る。

H-2 棟

G-1,2 棟の南2.7mにある3×2間の南北棟。方位はF-2 棟に一致し、G-2 棟に近似する。西側柱通りは、G-2 棟西側柱通りと柱筋をほぼ揃える。H-2 棟と重複するが前後関係については明瞭でない。

H-2 棟

H-1 棟とほとんど同位置で重複する3×2間の南北棟。規模も同じであるが、方位は北で7°東へふれる。この方位はB棟に近似する。G-3 棟の南2.7mであり、僅かに東にずれて並ぶ位置にある。

I 棟

H-1,2 棟の南1.2mのところにある3×2間の小規模な南北棟。方位はG-2 棟に一致し、F-2・H-1 棟に近似する。H-1 棟と僅かに西にずれて並ぶ位置にある。

J 棟

群の南東隅に位置する3×2間の東西棟。方位は特異であり、他に同じものは確認されていない。10号住居を埋めた上に造られている。建物の重複は認められない。

K 棟

全ての柱通りに柱穴をもつ純柱式建物で3×2間の小規模な南北棟。方位はB棟に近似する。G-3 棟の東13.2m、B棟の南7.6mあって、東西側通りはB棟とほぼ並ぶ位置にある。

L 棟

群の南端に離れてある3×2間の東西棟。南・北・東の3面に庇を巡らし、その出はそれぞれ1.2m・1.2m・2.4mである。さらに東側には1.2mの孫庇がつく。方位はB棟に近似するが、東で1°30'南へふれる。11号住居を埋めた上に造られる。この建物は、3面庇・孫庇をもつ点、他に例のない特異なものである。また、位置・平面形状からいって、この群に属するものであるならば、特別な機能をもつ建物とみられる。

この群にある建物の形状・配置から、次のことが整理できる。

① 堀立柱建物は、方位により4区分できる。

I類 第I基壇建物・南柵列に一致するもの。

…A棟・E棟・F-1 棟・G-1 棟

II類 第II基壇東側B 004に一致するもの。

…F-2 棟・H-1 棟・G-2 棟(近似)・I 棟(近似)

III類 西柵列に一致するもの。

……B棟・C棟・D₋₁棟・D₋₂棟・G₋₂棟・H₋₂棟(近似)・K棟(近似)

IV類 I～III類以外のもの。

……J棟・L棟

② F_{-1.2}棟・G_{-1.2.3}棟・H_{-1.2}棟の重複関係からみて、I類→II類→III類と建て替えのなされたことがわかる。I類は東北建物群I類と方位が一致するものである。また、同じくII類とした東柵列の走向に一致する建物はみられず、代りに西柵列の走向に一致するIII類が棟数を最も多くする。IV類についての前後関係は明らかでない。

③ この群の配置をみると、その西端が東柵列の南への延長線付近より東にあることがわかる。つまり、台形状区画の正面である南柵列の前面を避けて配置されたということができる。このことは、この群の建物は台形状区画の設定がなされた後、あるいは完成後に設けられたとの考えを可能にする。

④ 西側の建物の並びをみると、III類に属するものは、全体に東に寄って配置されている。台形状区画外郭施設の建て替えとの関連を想起させる。

⑤ 建物の棟数および配置からみて、III類がこの群の主体であったとみられる。一時に6棟前後が建っていたとみられ、その配置は深い匂型を呈する。ここでの中心建物は、南面し規模が大きめで深い奥行をもつD_{-1.2}棟であるとみなされる。

⑥ 東北建物群の主体をなした先述II類と、東南建物群の主体をなすIII類との前後関係は明らかにし難い。しかし、台形状区画の造り替えがなされた段階で、東北建物群の機能が縮小あるいは変化したと推定できること、建物数・配置が類似すること、中心建物とみられるものをもつことなどの点を考慮すると、外郭施設の建て替えに伴い、東北建物群II類の廃棄—東南建物群III類の新設が行なわれ、その機能を移したと想定することも可能になる。

⑦ A棟より東は道路にかかるため未調査であって、この群のさらに東への展開を予想させる。しかし、地形は東に向って下り傾斜をしており、南限大溝の延長線上に設定したEトレントでの所見によると、ここでは既に湿地状堆積を示している。従って、この群の広がりはA棟の並びに近い位置を東限とするとみられる。

(4) 西 南 遺 構

台形状区画南面であって、先年度に調査が実施されて掘立柱建物1棟が確認された。その他に、井戸・溝・小柵列などがあるが、有機的関連をもつ群としてのまとまりは認められない。

M棟

南門の西南方に離れてある3×2間の南北棟。桁行・梁行とともに2.4m(8尺)等間で、比較的大規模な建物である。南柵列(外)の南70.8m、東南建物群の西約63mの位置にあり、南限大溝との距離は約25mを測る。方位は東柵列に近似するが、北で1°東へふれる。柱穴は、径1mの円形で深さ70cm前後と、比較的しっかりした掘形をもつ。この建物の位置

は特異であって、どの段階あるいはどの群に伴うものであるかは明らかでない。その配置が台形状区画の中心線よりやや西に寄り、南限大溝に近い場所にあることから、本遺跡の南外郭施設に関連するものかともみられる。

調査による所見からは、この台形状区画の南面にあたる部分には、大規模な施設は設けられて

表 4

段階	台形状区画	東北建物群	東南建物群	西南遺構	備考
I	B 001・B 002・ B 021→019 I 基壇・II 基壇・ B 004 B 018・B 017	B 008・B 026→0 09	A棟・E棟・F・ —1棟・G—1棟 F—2棟・G—2 棟・H—1棟・I 棟		台形状区画の設 定・基壇建物の造 営。豊穴住居が併 存。
II	南柵列(外)・南 門・B 003—西柵 列(外)—北柵列・ B 016—東柵列 (内) I 基壇・II 基壇・ B 015・B 022	[B 006]・B 007→0 25・B 013・B 01 4・B 027→010			台形状区画の整備 東北建物群II類が 区画内と関連をも ち機能する。
III	南柵列(内・外)・ 南門・B 003—西 柵列(内)・西溝— 北辺土塁・北溝— 北東隅築地塀—東 柵列(外)・B 005 ・B 020 I 基壇・II 基壇・ III 基壇・B 015・ B 022 (-028) 西柵列にかかる土 塁	B 012・B 023 B 011・B 024 ……不明	B棟・C棟・D— 1→D—2棟・G —3棟・H—2棟 ・K棟 J棟・L棟	M棟……不明	台形状区画外郭施 設の建て替えがな される。 東北建物群II類の 縮少、東南建物群 III類にその機能を 移す。 II 基壇が掘立柱か ら有磧へと改築さ れるとみられる。 本遺跡主要部の機 能の停止・廃棄。

注 1 [] は中心建物とみなされるものを示す。

2 →は建て替えの順序を示す。

3 I 基壇は第 I 基壇建物の略である。

おらず、広い空闊地ないしは広場としてあった様相を示す。また、南限大溝にかかる橋梁、あるいは築地塀・土壘・柵列といった溝以外の外郭施設の痕跡は確認されていない。

以上、掘立柱建物を中心に、各遺構の概要と所見について整理をしてきた。ここでの主要な課題の1つは、①重複一前後関係、②方位一同類の分類化、③配置・規模一構造上の関連、に着目し、本遺跡の様相の変遷を想定することであり、さらに本遺跡の性格を解明していくことである。しかしながら、相隔った位置にある遺構の前後関係を明確にすることは極めて困難であり、また、出土遺物の検討による所見にも限界があって、これを追究する有力な手立てとなすには至っていない。従って①～③を総合的に勘案して、各段階での様相を想定していくことが唯一ともいえる有効な方法となる。ここでは(1)台形状区画のまとめあげたI～III段階について、各区画・群での様相を一覧化して整理しておく(表4)。

本遺跡の主体は、台形状区画内にある建物群であったことは明らかである。これに関連して機能する建物群が、一区画にまとまって配置されている。この配置をみると、規模の大きい(奥行が深めである点が共通する)南面する中心建物があり、各建物が「L」型状に配せられている。これらの様相は、古代における官衙ないしは公的施設を想起させるものである。その半面①外郭施設が不正台形状を呈し、方向に規則性を示さない、②第II基壇建物の形状が官衙としては特異である、③掘立柱建物が全体的に小規模である、④倉庫とみられる建物が少ない、などの点において否定的要素も少なくない。また、南門の西側に6mの間隙があること、北東隅に築地塀をめぐらすこと、北辺のみ土壘とすることなど、構造的にみて理解し難い点も残る。今後、なお検討の余地を残すものである。

(前沢和之)

2 竪穴住居

今年度調査区域中から確認された竪穴住居は22軒で、先年度分と合わせると46軒に達する。その配置をみると次のような点が指摘される。

- 1) 台地東縁辺に集中しているが、ここは掘立柱遺構群の周辺にも該当している。
- 2) 柵列との関連でみると柵列外では、柵の外側に集中し、台形状区画内では中央の基壇より北側後背部のみに検出されている。
- 3) 北側溝・柵の北側にも検出されている。
- 4) 台形状区画前面、柵列南面には全く検出されない。

これらからみると、竪穴住居は掘立柱遺構周辺に集中し、柵前面、柵内前面を意識的に避け、柵、溝等で区画された外郭に配置されていたとみることができよう。

これら住居の概要を表示すると、次のようである(表5)。

竪穴住居一覧（昭和50年度調査分）

表5

No.	形状・規模	方 位	か ま ど	遺 物			備 考
				土 師 器	須 恵 器	そ の 他	
25	隅丸方形 3.67 × 3.12 - 20	N-15°-E	東壁南寄り 粘 土 0.5 × ?	环、長甕	焼	鐵 钉	下層にロームブロック
26	長 方 形 3.27 × 2.45 - 30	N-13°-E	東壁南寄り 粘土煙道甕 0.7 × 0.5	环	塊 片	瓦 片	下層にロームブロック
27	不正方形 4.45 × 4.00 - 50	N-9°-E	東壁南寄り 粘土、瓦 0.42 × 0.5	环、甕	坏 片	砾石 3 灰釉陶 瓦	下層にロームブロック
28	長 方 形 6.72 × 4.44 - 45	N - S	東壁南寄り 粘土焚口瓦 0.7 × 1.2 煙 道	环		瓦	27に先行重複
29	長 方 形 5.07 × 4.52 - 50	N-7°-E	東壁南寄り 粘 土 0.8 × 1.1	环、長甕 高 环	坏、甕	灰釉陶、平石 瓦、砾石、鐵製 (鍵、匙)、筋鍊 車、鉢)	B 011に先行 焼失家屋
30	長 方 形 6.0 × 4.16 - 18	N-6°-E	北壁東隅寄り 粘 土 0.55 × 0.45	环	長 頸 壺 蓋	瓦	B 014に先行
31	長 方 形 4.9 × 3.74 - 30	N - S	東壁南寄り 破 壊 ?	坏 片		瓦	B 006に先行 井戸屋?
32	長 方 形 4.84 × 4.37 4.0 × 2.97 - 35	N-4°-E	東壁南寄り 焚口瓦組み 0.65 × ?	环	坏片、蓋	瓦	二段に重複 内側が新しく深い
33	隅丸方形 3.62 × 3.72 - 50	N-15°-E	東壁南寄り 焚口瓦組み 0.5 × 0.7	环	蓋(墨書)	瓦、三彩片	北辺土壁に先行
34	長 方 形 4.5 × 3.09 - 30	N-15°-E	北壁中央 粘 土 0.66 × 0.94	环(灯明)		瓦、鐵片	西櫛の走行に合う
35	? - 50	N-11°-E	東壁南寄り 粘 土	長 甕		石	未 完 墓
36	長 方 形 5.91 × 4.01 - 55	N-19°-E	東壁南寄り 焚口石組み 0.36 × 0.9	环、長甕	坏、甕	瓦、凝灰岩截石	下層にロームブロック
37	長 方 形 6.3 × 3.82 - 45	N-4°-E	東壁南寄り 粘土・支石 0.6 × 1.0	环、長甕		三彩片、瓦、平石	拡張?

38	長方形 7.06 × 4.12 -30	N-11°-E	東壁南寄り 粘土 0.37 × 0.72	坏		釘、瓦	拡張？
39	不正方形 4.7 × 4.7 -30	N-23°-E	東壁南寄り 焚口瓦組み 0.6 × 0.9	坏	塊	瓦、釘	
40	長方形 2.7 × 2.18 -40	N-15°-E	東壁南寄り 焼道に 長甕利用 0.44 × 0.54	長甕、坏			
41	不正長方形 3.7 × 2.92 -25	N-6°-E	東壁南寄り 北壁東寄り 焚口石組み 0.38 × 0.50	坏、蓋	坏、塊、甕	瓦	北壁のかまどが新しい
42	不正方形 2.84 × 3.07	N-13°-E	東壁南寄り 焚口石組み 0.7 × 0.5	坏	坏	瓦多量、鉄滓、 羽口、チップス 釘	小鍛冶址
43	方 形 6.7 × 6.25 -30	N-6°-E	検出されず	坏	坏 片	瓦、鉄滓	B015、B017に先行
44	不正長方形 4.12 × 2.94 -55	N-3°-E	東壁南寄り 焚口瓦組み 0.54 × 0.62	長甕、坏 脚付甕	甕	瓦、釘	B022、B028、 B029に先行
45	?	?	?				46に先行未完掘
46	長方形 7.2 × 4.3 -55	N-20°-E	東壁南寄り 焚口石組み 0.38 × 0.4	坏		瓦 片	
47	?	?	?				33に先行未完掘

これらの概略をみると、次のような点が指摘される。

- 1) 住居のかまどの袖に瓦を使用したものが認められる他、瓦を出土する住居がめだつこと。
 - 2) 掘立柱遺構との前後関係では先行することが確認されたが、時間差はそうないとみられる。
 - 3) 遺物でみると国分期に属し、墨書き器、瓦、工具等の出土が注目される。
 - 4) 遺構の中には小鍛冶址、平石を据えた工房様のもの、井戸屋敷のもの等を含んでいる。
- これらの中から特徴的ないくつかの住居について標式的にふれることにする。

29号住居（地図5、図版7-1）

この住居は施設・遺物等からみて工房的な性格をもつとみられること、B 011に先行するものである点が注目される。

東北建物群の中にある住居で形状・床面とも整っている。深さが最も深いこともあって遺物も比較的多く、多岐にわたっている。かまどは東壁南寄りにあり壁外にロームを切りこんで設置している。焚口には特別な工作はない。柱穴は南壁下の二つはそれとみられるが北側にはそれと明瞭にとらえられるものはない。住居の床面中央に長径48cmほどの平石を据えており、表面の磨滅状態からみて工作用の台石とみられる。

遺物の中で注目されるものに鉄製工具類、砥石等があり、土器も多様である。即ち、鉈・鎌、



- 1. 暗褐色土（ローム小粒を多く混入。燒土・炭化粒を含む。）
- 2. 暗褐色土（ローム粒混入。燒土・炭化粒を含む。）
- 3. 黒褐色土（ローム層崩落。）
- 4. 黑褐色土（ローム層崩落。炭化粒を含む。）
- 5. 黑褐色土（ロームを含まず、黒色味が強い。）
- 6. 淡褐色土（ローム粒混入。炭化粒を含む。）
- 7. 暗褐色土（ローム粒混入。燒土・炭化粒を多く含む。）
- 8. 黑褐色土（大型ロームブロックを混入。燒土・炭化粒を含む。）
- 9. 灰褐色土（粘土と暗褐色土の混合。燒土・炭化粒を含む。）
- 10. 黑色土（ロームブロック・褐色土・燒土・炭の混合。大型の炭片を含む。）
- 11. 燃土

地図5 29号住居

鉄製紡錘車の他、環状鉄製品・銅製鉢とみられるものなどの金属製品、土師器蓋・环・須恵器环・甕・降灰釉陶などの土器類などが出土している。かまどの中からは瓦片も出土している。

掘立柱遺構はB 011がこの住居のかまど先端にかかる柱穴の断面の状態から住居が先行することが明らかであった。B 011が東北建物群の一群の中でも比較的しっかりしたものであり、古い時期のものとみられること、それに先行するこの竪穴住居は竪穴住居群の中でも古い一群に類するものの典型として注目されるべきものであろう。

33号住居（挿図6、図版7-2）

この住居は北辺土壘下にあり、しかもこれが一時的に埋めもどされた状態で土壘がその上に設置されたことが明瞭になった点で、土壘構築時期を決定する上に重要な意味をもつたものである。

形状は隅丸方形を呈し、整った床面は深く遺物も豊富であった。かまどは東壁南寄りに壁外に造り出している。焚口の右側には格子目叩きの平瓦をたて、左側は凝灰岩の切石を使って構築している。

遺物は床面から住居中央に須恵器蓋・土師器环が出土し、他に周辺部に瓦・土師器环4・須恵器高台付塊等が出土した。特に須恵器蓋には「大井」の墨書が確認された。また、床面近くから三彩の小片も出土した。

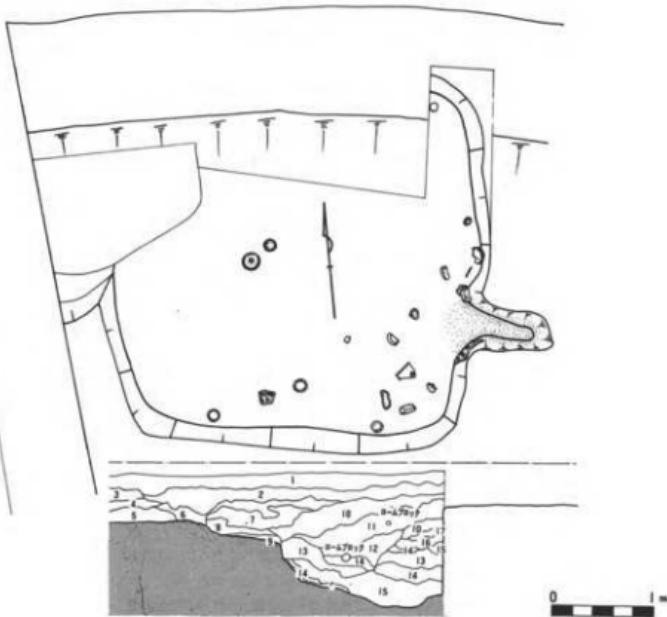
この住居は北辺ほどの部分が土壘の下層に埋めこまれており、特に床面から50cmほどの当時の地表面と想定される部分の埋土はローム塊を含む墨色土で一時に埋められた様相を示していた。このことから、本住居は土壘構築の際、意図的に埋め戻され、整地され、その上に土壘を築いたものと見られる。従って、本住居の廃棄と土壘構築の時期はほぼ同時であり、この遺物の示す時期は本遺跡の性格、時期の想定にも大きな基準となるものと考えられる。

36号住居（挿図7、図版8-1）

台形状区画内の第I基壇西北方に位置する住居で棚列外の住居群と比較する意味で取り上げたものである。

住居を埋めた土層は東半と西半ではその様相が異なっており、自然埋没とは認め難い。即ち、西半部は西壁より中央に向かって層状に埋没土層が認められるが、東半は西半に後れて埋まったものと認められる。しかも西半の土層も多少その含むものをちがえてはいるものの類似した土質を示し、西半と東半では層序に逆転の現象が認められるなどして、一時に埋められた様相とも受けとめられる。

住居は東西に長い長方形で比較的規模も大きい。床面は深く、整っており壁の切り込みも鋭い。かまどは東壁南寄りにあり壁外に造り出している。焚口には特に工作のあとは認められなかったが、凝灰岩の切石が焼けて床面に多少認められるところからすると、焚口に鳥居状の石



1. 表土 2. 黒褐色砂質土 3. 増褐色砂質土 4. 増褐色砂質土(ローム粒混入。) 5. 淡褐色砂質土
 6. 増褐色砂質土 7. 黒褐色砂質土 8. 淡黒褐色砂質土 9. 褐色土(ローム混入。)
 10. 増褐色砂質土(土壌築土。ローム粒混入。) 11. 淡褐色砂質土(ローム混入。) 12.
 増褐色砂質土 13. 黑褐色土(土壌築土。ローム混入。) 14. 増褐色土(土壌築土。ローム混入。黑
 色粒を含む。) 15. 増褐色砂質土(ローム粒混入。) 16. 黑褐色土(土壌築土。ローム混入。黑
 色粒を含む。) 17. 増褐色土(土壌築土。ローム混入。黑色粒を含む。)

插図6 33号住居・北辺土星

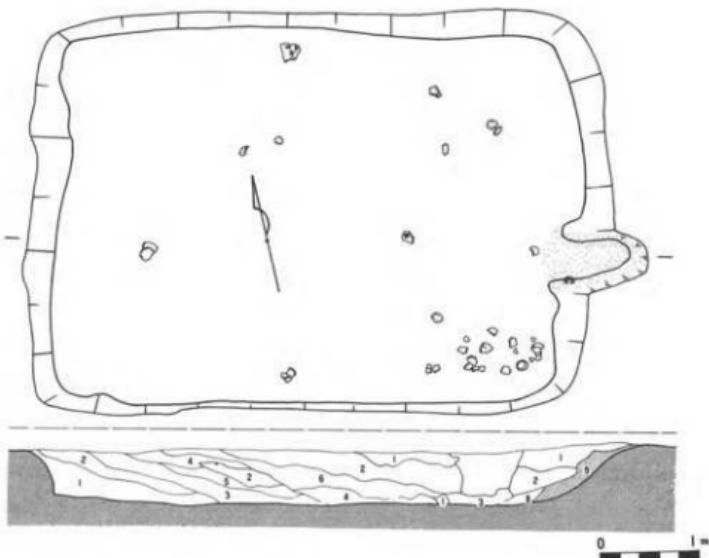
組みがあったことも考えられる。

遺物はかまど右手前面に土器類、須恵器の环、甕等が集中し、他に瓦が数片散在していた。

全体的にかまどの焼け方が少なく、灰、焼土の量も少ない。前述の埋まり方と合せて、居住期間が短かかったことを示すものともみられる。

37号住居(挿図8、図版8-2)

この住居は東柵列に沿って外側に南の38号住居とならんで検出された。規模が長大であり、床面から三彩片等を出土している等の点で取り上げたものである。



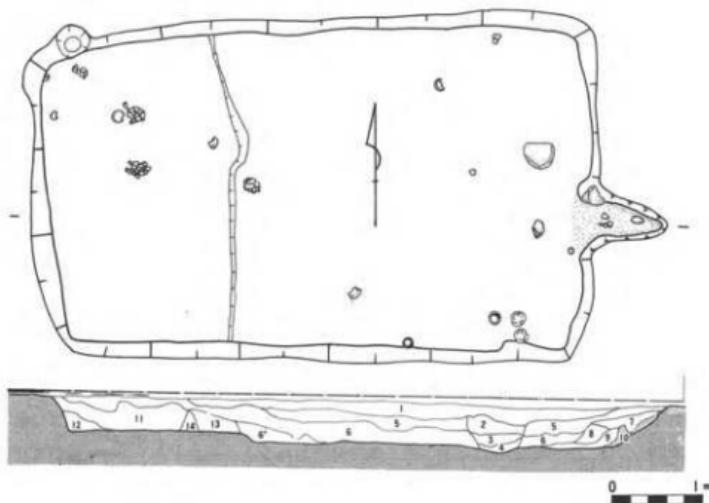
1. 暗褐色砂質土（ローム混入） 2. 暗褐色砂質土（ローム混入。黒色土ブロックを含む。） 3. 暗褐色砂質土（ローム混入。黒色土粒を含む。） 4. 淡褐色砂質土（ローム粒混入。） 5. 暗褐色砂質土（ローム粒混入。） 6. 黑褐色砂質土（ローム混入。） 7. 暗褐色砂質土（ローム混入。焼土を含む。） 8. 暗褐色砂質土（焼土を含む。） 9. 焼土

插図7 36号住居

住居群の内最小は6m²、平均18m²に比較して24m²を算し、38号住居と共に特異なものである。また、南北主軸長に対し、東西主軸長は1.65倍に達し、西側の部分は東側の部分より8cmほどの差をもって一段床面が上がり、住居の拡張か住居を区画していたことが考えられる。かまどは東壁中央からやや南寄りに壁外に造りつけられている。焚口の左側には河原石を据えており、前面にも焼石が転がっているところから石組みであったものとみられる。また、かまど左前面には35×27cmほどの河原石が据えられ、表面はやや摩耗している。工作台であろうか。

遺物はかまど右前面に壺（土器器）が5個認められた他、西側上段床面上に甕・壺等が検出された。また、住居中央部床面に接して三彩片が出土した。この三彩は焼成、胎土、発色等からみても火舎とみられ、獸脚と同一個体である可能性が強い点が注目される。

この長大な37・38号住居はともに掘立柱構造の中にあり、しかも、掘立柱建物との重複が認められないことは留意すべき点ではなかろうか。



1. 黄褐色土（ローム粒混入。） 2. 黄褐色土（ピット埋土。ローム粒混入。） 3. 黒褐色土（ピット埋土。燒土を含む。） 4. 黄褐色土（ピット埋土。ローム粒混入。強い粘性をもつ。） 5. 黄褐色土（ローム粒混入。燒土・炭化粒を含む。） 6. 黒褐色土（ローム粒混入。強い粘性をもつ。） 6'. 黄褐色土（大型ロームブロックを含む。） 7. 棕褐色土（ローム粒混入。燒土を含む。） 8. 黄褐色土（ローム混入。強い粘性をもつ。） 9. 棕褐色土（褐色土と燒土の混合。碳灰岩小粒を含む。） 10. 燃土 11. 黄褐色土（5cm大のロームブロックを含む。硬い。） 12. 黑褐色土（ローム粒混入。硬い。） 13. 黑褐色土（黒褐色土とロームブロックの混合。硬い。三彩片が出土。） 14. 黄褐色土（3cm大のロームブロックを含む。）

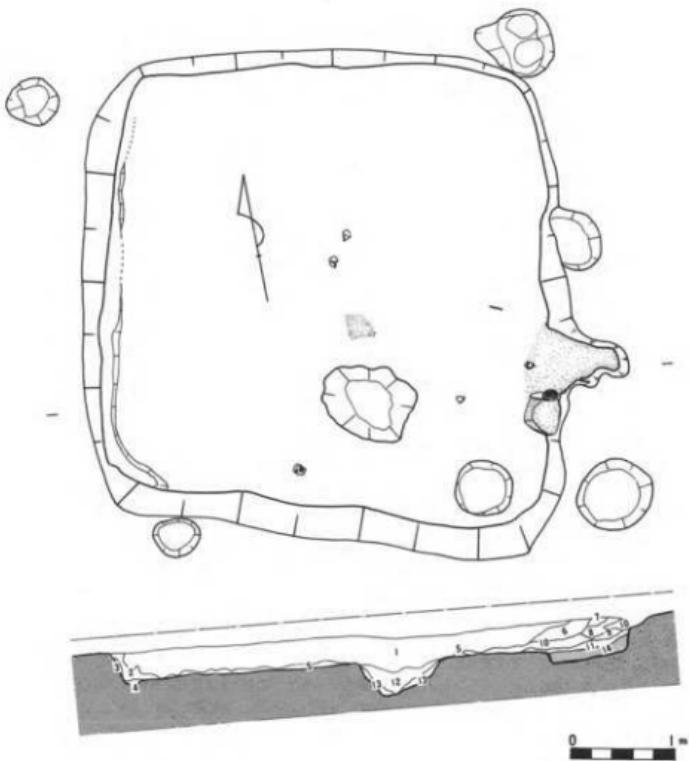
挿図8 37号住居

39号住居（挿図9、図版9-1）

東北掘立柱建物群の西側に位置し、遺跡全体からみると裏側に当る。この住居は埋土の状態から自然に埋まつた層状堆積を示すこと、遺物からみて住居群の中では最も新しい一群の例として取り上げた。

住居の規模は平均的な方形で、かまどは東壁南寄りに壁外に造り出した形で右袖部に平石が焼けて転がっていた。焚口石組みの形式をもつたものとみられ、更に燃焼部壁面に平瓦を貼りつけて補強していた。

住居東南隅に54cmほどの径をもつ貯藏穴様のピットが深さ55cmでうがたれていた。また住居中央には焼土が一部堆積していた。西壁下には巾20cm内外の浅い周溝がめぐっていたがあま



1. 黄黒褐色土(ローム粒混入。)
2. 黄褐色土(ローム粒混入。)
3. 黄褐色土(ローム層の崩落。)
4. 黄褐色土(ロームを含まず。硬く粘性をもつ。)
5. 黄褐色土(大型ロームブロックと黒褐色土の混合。)
6. 黄灰色土(ローム粒混入。燒土・炭化粒を含む。)
7. 黄灰色土(6より硬い。)
8. 黄黒褐色土(ローム粒混入。燒土粒を含む。強い粘性をもつ。)
9. 黄褐色土(ローム粒混入。燒土を含む。)
10. 黑褐色土(ローム粒混入。燒土を含む。弱い粘性をもつ。)
11. 赤褐色土と黒褐色土の混合。)
12. 淡黒褐色土(ピット埋土。燒土・粘土粒を多く含む。粘性がある。)
13. 黄褐色土(ピット埋土。大型ローム混入。粘性が強い。)
14. 燃土

挿図9 39号住居

り明瞭ではない。

遺物は全体的に少ないが、かまど右袖部に須恵器高台碗が出土した他、土師器、瓦片等が出土している。また、かまど左袖前方に釘が出土した。

周辺にいくつかの柱穴状のピットがあるが対応関係から住居につくものともいえないし建物

としてまとまるものでもなかった。

掘立柱建物群の裏側にあり、建物との重複が認められないこの住居は遺跡前面にある竪穴住居が一時的に埋め戻されたとみられるものが多い中で自然埋没したとみられる点から、竪穴住居群そのものの性格を考える上での1つの観点を示してくれるものかもしれない。

42号住居(挿図10、図版9-2)

柵列内の西北隅部に位置し、小鍛冶址を伴なう工房跡として特筆される。

この住居は8m²ほどの小規模なもので形状もやや歪んでいる。かまどは東壁南寄りにあり、焚口に切石を配した石組み炉である。かまどの右袖部から住居東南隅にかけて住居外に棚状の段が施設されていた。おそらく、住居の周辺は軒が地面から上がっており、樋受けの部分は住居外に出ていたものとみられるから、この段も一応住居内にあり、物置台として利用されたものかもしれない。

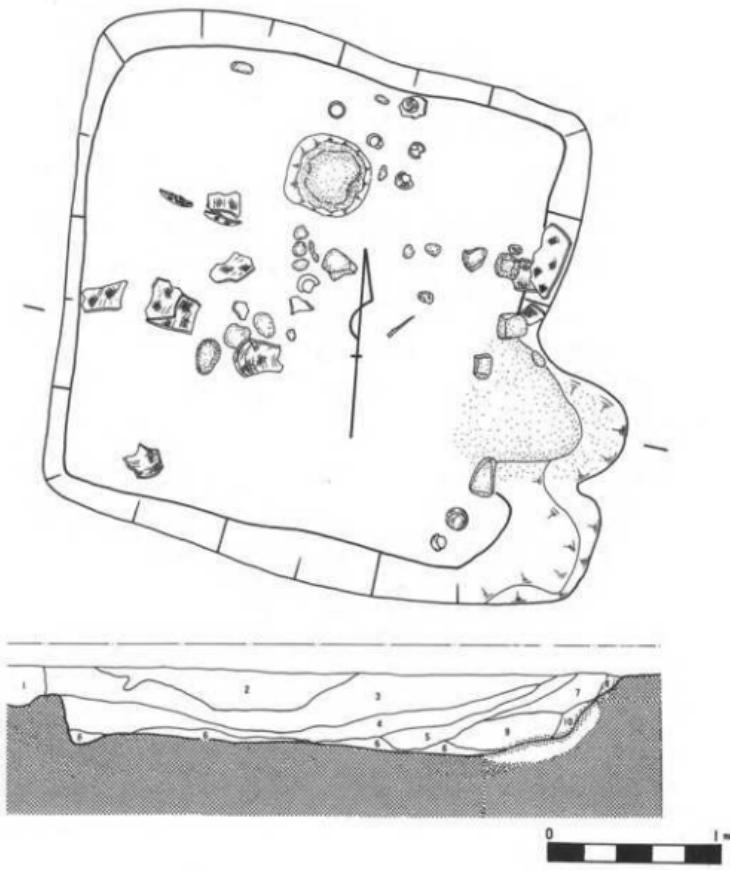
施設の中で注目されるのは住居中央北壁寄りに径50cmほどの不正円形の浅い火床があり内部は還元されるまで青く焼けた部分があった。この周辺から羽口片、チップスなどの小鍛冶に関連する遺物が散在するところからそれに関係する工房であったとみられる。また、西壁下中央寄りを中心に大型の平瓦片が多量に出土し、炉状焼土塊の西南には瓦を床面にさしこみ、その南側がやや焼け、炭化物も含んでいた。また、炉の南に接して平石が据えられており、表面が磨耗しており工作台の可能性がある。他に石が多量に出土、鉄滓等も比較的まとまって出土した。

遺物は他に土師器、須恵器の环、釘等が出土している。

この住居は小鍛冶址を伴なう工房であること、大型平瓦を多量に出土することから、この遺構は本遺跡の主要瓦葺建物との関連や、竪穴住居群の性格を考える上で重要な遺構である。更に、その埋土の状態からみるとローム塊を多量に含む黄褐色土が床面を埋めていることから、一時的に埋めもどされた可能性があることも留意すべき点であろう。

以上、本遺跡における特徴的な竪穴住居について簡単にふれた。そこで、更に問題となる点についてまとめてみると次のようである。

- 1) 住居の主軸方位でみるとN-Sからの距離が少ないもの一群は比較的古式のものが多い。
- 2) かまどは東壁南寄りにつくりつけられており、瓦・石組みのものがめだつ。
- 3) ロームブロック混入埋土で埋められた状態の内、床面にそれがつかか否かで判断すると、床面まで直接ローム塊を含むものはN-Sから大きく隔たる方位をもつものが多い。
- 4) 工房とみられるものの含まれるのは、埋土からみて古式のものに多い。
- 5) しかし、その時間的な差は、埋まり方・遺物からみてあまり大きな隔たりではないとみられる。



1. 暗褐色砂土（住居を切る浅い溝。） 2. 黒褐色土（ローム粒混入。） 3. 暗褐色土（2~3 cm
大のロームを混入。） 5. 喀赤褐色土（ローム粒混入。燒土を含む。） 6. 黄褐色土（ロームブロック
を多く混入。粘性をもつ。） 7. 赤褐色土（燒土を主とし、炭化粒・褐色土を含む。） 8. 黄褐色
土（燒土を含む。） 9. 所赤褐色土（ローム粒・粘土・燒土の混合。強い粘性をもつ。） 10. 赤褐色
土（燒土。小礫を含む。）

抑図 10 42 号 住 居

特に床面直上にロームブロックを含む埋土がのっているものは整地のねらいをもって住居を埋めたとみられ、これらを配置の上からみると、構内のものはすべてこれに属し、建物群周辺のものも表に出るものは必ずこうした埋まり方を示している。

このことからみると、これら豊穴住居の一群は工房的な性格を有するもの、工具を出土するものが当初配され、工事の進行と共に廃棄され、それ以降主軸の方向が北からズレたものの一群が配され、更にこの官衙遺構がほぼ完成された時期にここを追われて住居は埋められて平夷されたとみられないであろうか。この内、建物群等の裏側に当るものは自然廃棄のように放置されたために層序堆積を示したものとも受けとめられる。

また、かまどをみると、全般に壁の焼け方がやや弱く、施設としてもやや雑なつくりである。これを北側の境町教委の調査区で発見された同時期の豊穴住居と比較すると壁の焼け方の著しいこと、かまど中の支柱の有無に差があり、境町教委の調査区内の豊穴住居の方が長期間にわたって居住した様相をよみとることができること。

これらの点から、豊穴住居群の居住者は一時的にこの区域に配された工人ないしは、それに関わりをもつ人々の一時的な住居、および工房・作業場であったとみることが妥当なよう考えられる。

(井上唯雄)

3 その他の遺構

(1) 井 戸

今回検出した井戸は二基である。即ち、東辺櫛列と重複する7号・31号住居と重複する8号である。

7号井戸

不正円形の平面形で断面はラッパ状を呈する。縁は1.25~1.35mであるが本来は径0.9mほどのものであったとみられる。深さは3.45mに達するが0.7m以下からせばまり、底近くでは更にすばまる。上部には杉、桧の立板で土留めをした形跡が認められた。底部はほぼ平坦である。

湧水層は上端より2.7mのところからはじまる砂利層で特にその上部からのさし水が顕著で湧水量も多い。壁体には巾12~13cmの削痕が認められ、しかも鋭利なことからすぐれた工具が想定される。

また重複関係からみると東辺櫛列内側柱穴およびB 005の柱穴を抜いて掘られている。このことから、時期的には本遺跡の機能が停止した以降のものとみられるが、遺物をほとんど含まないところから断定できない。中世に近い時期のものとみられる。

8 号 井 戸 (図版10-2)

31号住居のほぼ中央に位置した方形井戸で住居辺の走行と一致する。上端の規模は1.2mの方形で断面は底部で径80cmほどにすばまる。底部は平坦で壁面も巾5cm内外のノミ痕が認められ整っている。湧水層は底より0.7mである。

上端周縁部には掌大～人頭大の河原石を巾30cmほど敷設していたものとみられ、南・東縁は比較的良好な残存状態を示している。この石敷は住居床面とほぼ同一面である。

断面の観察では井戸の掘り込み面は住居を埋めた面の上面からである。住居と井戸の関連については両者の間に関連のあることは位置、敷石面と床面などから明らかであり、31号住居床面が露出している時点で井戸が掘開され、井戸の完成と同時に周縁を整える意味で住居は埋めもどされたものとみられる。

その観点で31号住居をみると東壁南寄りに僅かに焼土を認めるところから住居としての機能はごく短期間で、すぐ井戸が掘られたものであろう。井戸屋風のものも想定される。

また、すぐ北に接してB 006があり、両者の併存は考えにくく、建物が建てられた時点で廃棄されたものであろうか。その意味では埋土の状態は住居を意識的にうめて整地したとみられる一群の状態と合致する。しかし、一方では柵列内およびこの周辺で大量に発見された「大井」の墨書き器との関連で考えると機能した期間については問題をのこす。

(2) 南限 大 溝

先年度調査により検出された溝は遺構の南辺を限るものであることが確認された(『概報I』)。今年の調査は道路の東側にトレーナーを入れてその先端をおさえるものであった。

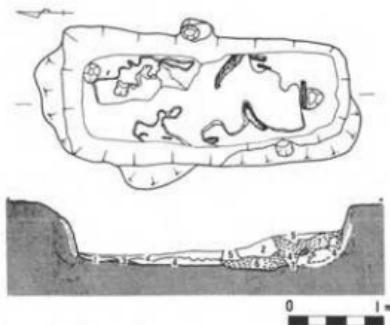
その結果、この溝は先年度調査した東端から更に40m東までのび、自然地形の落ち込みの沖積土の中へ吸収され、切れることが確認された。東西方向の走行はほぼ一直線に156mに達することが明らかになった。

溝は上巾4.5m、下巾2.3m、深さ1.7m内外で東傾斜を示す。溝の底部はほぼ平坦に整い、底部近くの埋土層中から三彩环、土師器墨書き、須恵器表片、羽口、鉄斧等が出土した。

(3) 焼 土 壤 (図版11、図版10-1)

不正長方形の平面形をもち南北に長軸をおく焼土壙である。上端で長さ3m、巾1.33m、下端で長2.66m、巾0.91mの規模をもつ。深さは55cm内外で南へのぼり勾配をもっている。底面はカマボコ状に中央部が低くなる。

掘り込み面から2層ほどすく粗い砂質土を敷き、床としたものとみられ、壁面もここから上が著しく焼けており、床面には炭化物が堆積していた。また一部には30～50cmほどの炭化材が数本認められた。また西壁南端近くの壁からころげ落ちた状態で土師器环が1個出土している。またすぐ東の遺構面に鉄斧が検出されている。



1. 棕色砂質土（ローム混入。焼土を含む。） 2. 墨褐色砂質土（ローム混入。） 3. 焼土 4.
黒褐色砂質土（ローム混入。） 5. 黑褐色砂質土（ローム粒混入。） 6. 灰化土（燒化ロームブロックを含む。） 7. 黑色炭化土

插図 11 焼 土 墓

この土壤は内部でかなり強く火を焚いたことは明らかであるが、その機能については不明である。

(4) 小 溝

東北建物群の中に浅い巾 50 cm ほどの溝が東西方向に走る。中から土師甌、須恵器等の遺物を出土している。建物との関係からみても古い時期の溝である。

第 I 基壇東に接して南北に走る小溝は基壇を切ること、中からの軽石が B スコリア（浅間、12~3世紀）とみられることから中世の溝とみられる。なお、東北建物群の南に丁字状に走る溝も新しいものとみられ、直接本遺構と関連するものではない。

遺 物

1 土 器

本遺跡から出土した土器には三彩陶、土師器、須恵器、灰釉陶のほか、表様で青磁がある。これらは住居、建物、溝、包含層等から出土している。まだ整理の終了していない段階で正確な個体類は不明であるが、破片を含めると 1000 個体に近いと思われる。

本項ではこれらのうち形状のわかる約 400 個体について器種別に分類した後、遺構にそくして検討をおこなった。各器種の類別は表 6 のごとくである。これによつてもわかるように本年度調査区域内において出土した土器は三彩陶を除くとすべて平安時代に属するものである。

表6

類別	形 状	抜 法	伸 因	図 版
長胴甕	I 口縁部は外反、水平状に近い。最大径は胴部上半。下半は直線的にすばり小さな底部へつづく。	口縁部は横ナデ、胴部上半は横ヘラ、下半は縦のヘラ削り、底部は不定方向のヘラ削り。	12-1-2 14-2-3	1-1
	II 口縁部は「コ」状を呈す。口縁下が外傾ぎみのものと内傾ぎみのものがある。		14-1 16-1	2-1-7
小型甕	I 口縁部は長胴甕Iと同様。最大径は胴部中央にくる。台付と思われる。	口縁部にヘラ押さえを残す。胴上半はヘラによる器面調整。	13-22	
	II 口縁部は長胴甕IIと同様。台付。		14-5-6 17-8	
土師器 坯	A 底部が丸味をもち口縁径12cm内外のもの	底部からのおりまげによるヒビワレが体部下半にのこる。底部は手持ちヘラ削り。口縁部は横ナデ、Aは体部下半をナデ、ないしはヘラ調整したものも含む。	12-5-6-7, 13-24, 3-7-8, 17-2-5-20, 18-1-13	11-3 12-9
	B 底部が丸味をもち内湾みに立ち上る。口縁径15cm内外の大形品。		12-3-4 17-1-4-6-7	11-2-4
	C 平底に近く体部との境界は屈曲する。		12-8, 14-9-11-12, 5-2, 17-3 15, 16-1 9-21-23	12-2-3-5
	II 回転糸切り底から上外方へ直にのびる体部をもつ。	切り離しにさいしての「当たり」を残すものと、周縁にヘラ調整を加えたものがある。	14-10-13	
	III 平底で深みのある体部。全体に凸凹がめだち、ぼってりしている。	粘土紐巻上げ痕を残す。口縁部は横ナデ、下半は指押え。底部は一定方向のヘラ削り。	19-10-13	
焼	I 深みがあるが、坯I Aに近い形狀。底部は丸味をもつ。	体部下半を横ヘラ削り。底部は手持ちヘラ削り。	13-23 18-2	
	A 回転糸切りの後、外方へふんばるはりつけ高台をつける。口縁部は肥厚外反する。	体部を水挽き未調整のものと、ヘラによる再調整のものがある。	12-10 13-32-33-34 16-6	11-9 12-8
	B 高台は短かく、断面三角形状。体部は浅いものが多い。	水挽き未調整。		
	I 丸底球胴形で口縁部は外反する。	叩き目を磨消している。内面ナデ。	15-14	12-4

須 恵 器	甕	II	平底。肩のはる広口瓶形を呈す。	底部は一定方向のヘラ削り。体外面は横ナデ。内面下半に接合痕をのこす。	12-11・12-13 15-15 8-9	
		A	器肉があつく、口縁部は直行し、そのまま丸くおさめる。	回転糸切りの後、周辺に回転ヘラ削り調整を加える。	13-28, 17-9・14 18-5・9	
		B	薄手のものが多く、口縁部は外反するものが多い。	回転糸切り未調整。	13-27, 15-21-23- 24 16, 17-10-24, 18-4・9-12	12-6
	壺	I	平底。体部は内湾ぎみに上外方へのびる。口縁部外面に1~2条の沈線をめぐらすものもある。	底部周辺を回転ヘラ削り調整。	13-27 19-1	
		II	土師器、甕IIと同様、高台の形状からA・Bの二種がある。体部は深く、下半にふくらみがある。	ロクロ整形。	13-7, 15-16 16-5	11-8
	蓋	I	A 退化した宝珠つまみをもつ。口径17cm内外の大形品。天井部は高い。端部は下方へ屈曲し丸くおさめる。	天井部は糸切りの後、ヘラ調整。	12-17, 19-3	11-6-7
			B 粘土紐を環状にめぐらした形状のつまみ。口径14cm内外。天井部はやや偏平化する。	重ね焼きのあとがみられる。	12-16, 18-6	
		C	円盤状粘土の中央を凹めたもの。天井部は丸味をのこす。	夾雜物多い。	12-14-15	
		D	小形で宝珠形に近いつまみを付す。		13-31	
		II	つまみのつかないもので、小形と大形のものがある。	大形品は偏平化が著しく、ゆがみが大きい。糸切り未調整。	12-8, 16-4	

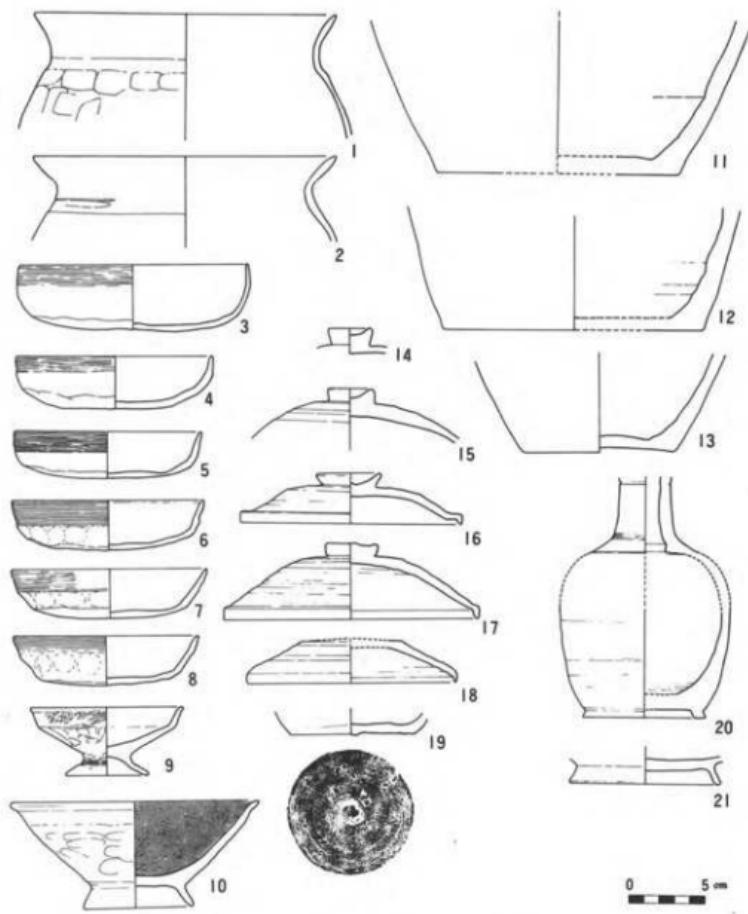
(1) 住居出土の土器

出土々器の様相からA、B、Cの類別をおこなった。以下類毎に特徴を述べる。

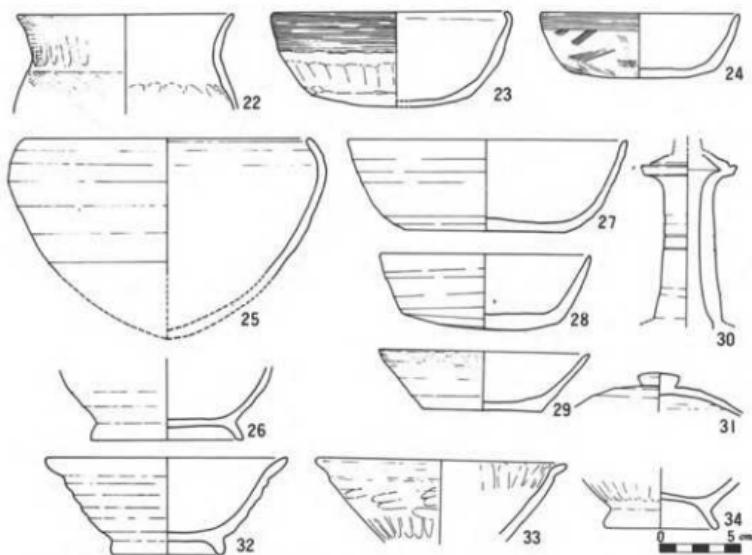
A類 (28, 30, 32, 33, 36, 37, 38, 39, 43, 45, 46, 47号住居) (挿図12, 13)

本類は本年度調査で検出された住居の主体を占め、比較的古い様相の土器を含む。

土師器の甕には大形長胴型のものと小型台付のものがあるが、いずれも弓状に外反する口縁



挿図 12 住居A類の土器（土師器1～10・須恵器11～21）
33号住居1～9、11～21、39号住居10



挿図 13 住居 A 類の土器（土師器 22~24、32~34、須恵器 25~29、31 灰釉 30）

30 号住居 30、32 号住居 25~29、36 号住居 22~24、37 号住居 23~27~28、39 号住居 32~33~34、45 号
住居 26、46 号住居 31

部をもつ。長胴甕は胴部上半を横方向のヘラ削りによって器内調整をしているが、小型甕はヘラによる器面調整がみられる。甕は底部丸底状とヘラ削りした I A、B 類が多く、C 類に近い(8)か底部からの屈曲は弱い。

甕は底部および体部下半をヘラ削りした丸底を呈するもの(23)と、ヘラによる器面調整の顕著な高台付のもの(II A 類)がある(10、33、34)。(10)は内面を黒色研磨している。

須恵器甕は 33 号住居で大、小 3 個体分出土しているが、全体の形状は不明である。平底から肩部のはる広口瓶形になると思われる(11~13)。甕 A、B の両類がみられるが、A 類が圧倒的に多く、B 類も口縁部は直線的で A 類に近い。(28)は胎土中に紐の圧痕を残す。(29)は口縁部を横ナデしており、胎土、焼成とも良好で、内面に赤色顔料が付着している。この他、底部ヘラ切りの甕がみられる(19)。

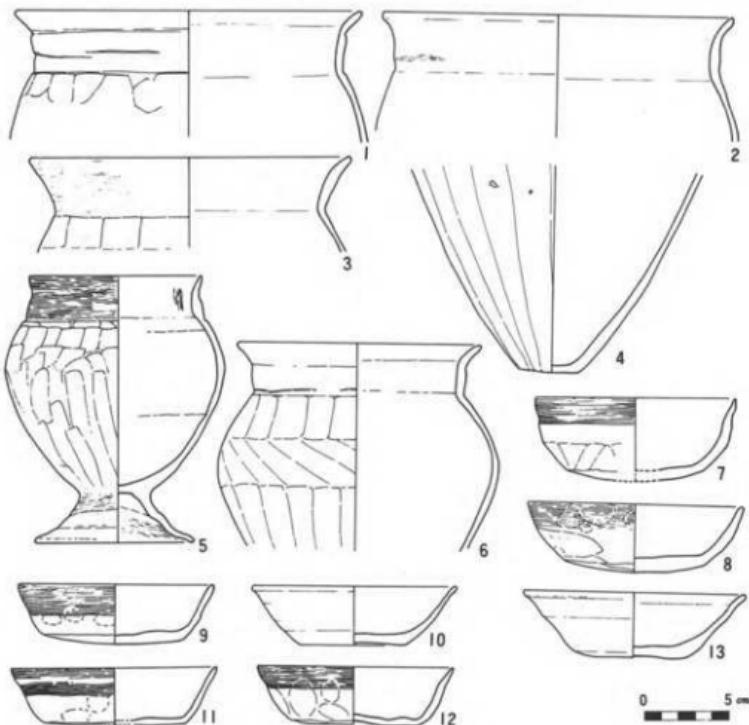
甕は平底の I 類と高台付の II A 類が出土している。45 号出土の甕内面には漆が付着している(26、図版 11~8)。(21)はヘラ切りの底面に高台を付す。屈曲して体部へいたる形状は大溝、T 溝で出土しているものと共通する。

蓋はII B類を除きすべての形狀のものが出土している。そのうち I A、B、C、II A類は 33 号住居で共伴している。(16)は天井部に墨書をもつ。

須恵器長頸瓶は今回の調査では 3 例出土しており、1 例がほぼ全体を推定できる(20)。外方へはり気味の高台を付し、肩部は比較的なだらかで直立する頸部へつづく。胎土は砂粒を含み暗灰色を呈す。

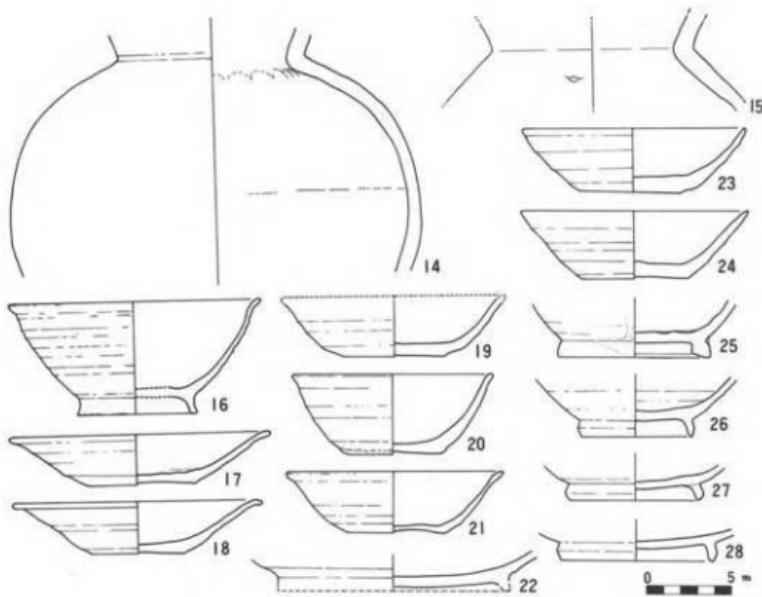
32 号住居からは須恵器鉄鉢形土器(25)が出土している。体部上半はロクロ整形痕を残すが、下半は回転ヘラ削り調整がほどこされる。このほか 33 号住居からは台付壺ともいべき器形のもの(19)が出土している。体外面はヘラ調整が顕著におこなわれ、小型台付壺に類似する台部を付す。胎土、焼成は真に良い。

(30、図版 11-10)は灰釉淨瓶の頸部である。灰色地に黄緑色釉がかかること、内面にわずかにし



挿図 14 住居 B類の土器（土師器）

27号住居 13、29号住居 1-12



挿図 15 住居 B 類の土器（須恵器 14~24、灰釉 25~28）

27号住居 26~28、29号住居 14~25~27

ばかり目がみられる。

B 類（27、29号住居）（挿図 14、15）

やや後出傾向の遺物がみられるが、A 類と共通するものが主体を占めていることからみて、時間的な隔たりはあまりないと考えられる。

土師器長胴甕 I 類、II 類、小型台付甕 II 類、环 I 類、II 類、須恵器甕、环 A、B 類、皿の他、灰釉陶の出土が顕著である。

A 類でみられた長胴甕 I 類は量的に減少し、口唇部が水平状に外反する（2）やコの字状口縁の長胴甕（1）、小型台付甕（5、6）が盛行する。环は II 類とした底部糸切り手法のもの（10、13）が IC 類（11、12）と共に、逆に口径の大きい IB 類はみられなくなる。

須恵器甕は 29 号住居で 3 個体出土している。（14）は球形胴外面に平行叩き目が残り、それを磨消している。（図版 12-4）は大型で胴部径 30 cm を計る。胴部上半に格子叩き目を残す。（2）は頸部から直線的に肩部へ続く形状からして、平底広口瓶になると思われる。环は量的に増加する傾向をもっているが、A 類は少なく B 類が圧倒的で切り離しの際の「当り」を残しているものが多い。（6）は全面に自然釉がかかっている。（23）は内面に墨が付着している。

須恵器高台付碗は深みがあり、体部下半はふくらみを残す。高台はII A類とした外方へふんばる形状をもつ(16)。

(22)は盤である。底面を回転ヘラ削り調整した後、はりつけ高台を付す。

灰釉は長頸瓶、碗、皿が出土しているが、いずれも底部の破片である。(25)は安定した高台を付し、灰色地に緑色釉が厚くかかる。

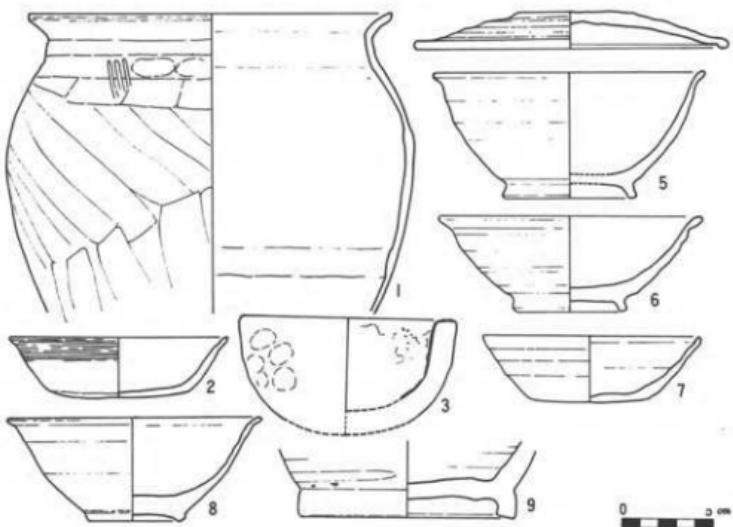
碗(26、27)、皿(27)は高台外面下端が内傾し、床付面が尖る特徴をもつ。底面は回転ヘラ削り調整している。

C類 (25、26号住居)(挿図16)

住居の小型化がめだち、全体の遺物出土量は減少してくる。特に土師器環と坏類の減少が顕著である反面、高台付碗の増加がめだつ。

26号住居出土の長胴甌は口縁部下半が内傾しており、上半が水平状に屈曲外反する(1)。共伴するものに小型甌II類、碗II B類があり、覆土中からはるつぼ(3)が出土している。推定口径径12cm、高さ6.5cmを計る。内面は離解し、黒沢を帯びる。

須恵器坏は土師器环と同様、量的に少なくなるが底部再調整のものはみられず、回転糸切り未調整のもののみ(7)となる。高台付碗はB類が主体となり、A類の高台付はふんばりが弱く



挿図16 住居C類の土器(土師器1~3、6 須恵器4、5、7~9)

25号住居8、26号住居1~3~6~9、41号住居2~4~5~7

なる。また 26 号住居から出土した須恵器長頭瓶底部 (9) は 28 号住居の上層から出土した破片と接合している。

以上述べた住居出土土器の様相から、一応 A → B → C の時間的経過を考えることが可能である。

住居 A 類の多くは台形状区画の中に配され、しかも建物や土壘によって切られたり、人為的に埋め戻された可能性をもつものが多い。

また住居 B 類とした 29 号住居は B 011 によって切られており、27 号住居は A 類とした 28 号住居と棟方向を同じにとって建替えしている。

したがって A 類の存続期間は台形状区画の整備された時点までに限定されてくるであろう。

B 類住居は配置からみて I 段階の建物群巣併存した可能性を残しているが、土器の様相からは時間差をさほど認ることはできない。

C 類住居は B 類に近い時期に想定できるが、やや後出の傾向がみられる。建物群と併存した可能性がある。

(2) 据立柱穴出土の土器 (挿図 17)

柱穴から土師器甕、环、須恵器环、塊、灰釉小瓶、長頭瓶等が出土しているが、点数は少ない。整理が終っていないため、すべてにわたって述べることができないので、昨年度調査分も含め形状のわかるものについて示呈しておく。

台形状区画内建物群 (1~10)

B 021 の柱穴からは土師器环 I B 類が出土している。口縁径 14 cm の大形品で、底部は不定方向のヘラ削りにより丸底状を呈す。(1) 同様のもの (2) が重複する B 019 からも出土しており、住居 A 類に伴出するものと同時性を示している。(5) も住居 A 類に多くみられる器形である。

第 I 基壇出土の环 (2) は口縁部径 12 cm とやや小形になるが B 021、B 019 出土の环と同形態で、IA 類に属す。やはり住居 A 類で同様の环が出土している。

第 III 基壇出土の环 (3) は口縁部の横ナデが顕著である。底部とは強い屈曲をもっており、环 IC 類に属す。住居 B 類に多くみられる器形である。

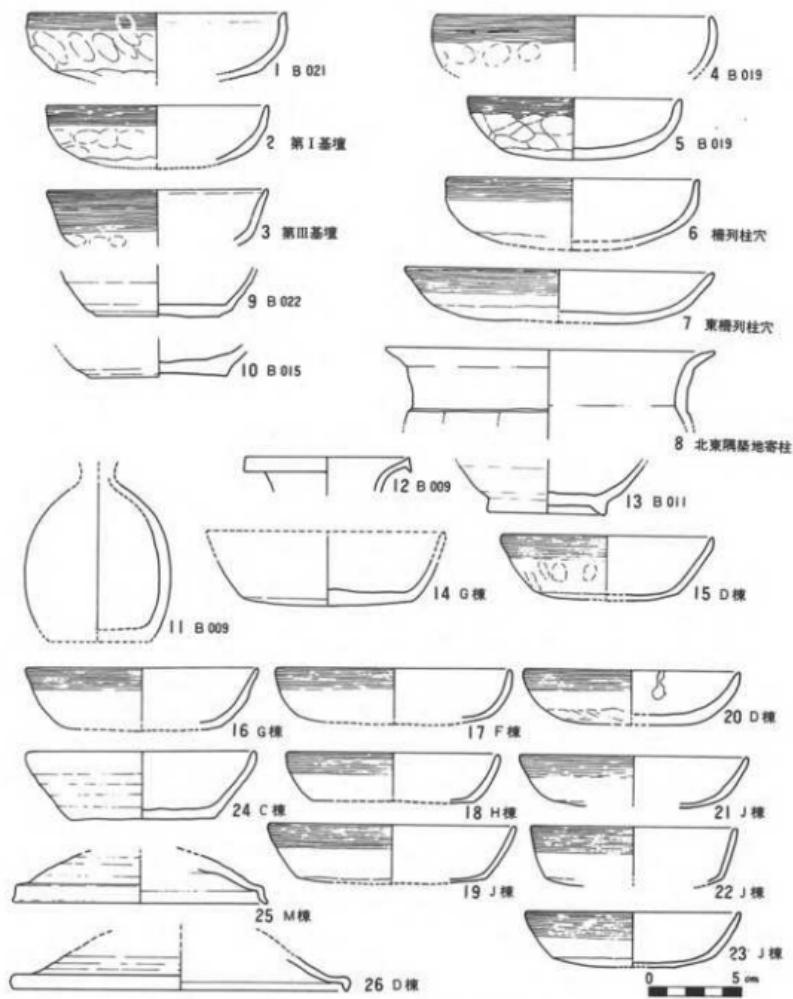
B 022 からは須恵器环 A 類が出土している。体部下端に「当り」を残すが、回転糸切りの後、周縁を回転ヘラ調整している (9)。

B 015 出土の須恵器环は回転糸切り未調整で住居 B 類に含まれるものと共通する (10)。

台形状区画の北東部を画する築地寄柱からは土師器長頭瓶 II 類が出土している。口縁部下半がやや外傾気味に直行する特徴は住居 B 類出土のものと同様である。

東北建物群 (11~13)

B 009 からは灰釉小瓶 (11) と長頭瓶口縁部 (12) が出土している。小瓶は堆定期径 8 cm で



插図 17 掘立柱穴出土の土器（土器器1~8、15~22、須恵器9、10、13、14、24~26、灰釉
11、12）

台形状区画出土1~10 東北建物群11~13 東南建物群16~24、26 西南遺構25

最大径を胴中央におく。暗灰色の須恵質地に緑色釉がかかり、貫入が美しい。同一片で偏平な把手下端部が出土しているが、図示できなかった。長頭瓶口縁は薄手で造りがよい。豊富な青灰色地に透明釉がかかる。

B 011 出土の須恵器高台付碗は断面三角形の高台を付す(13)。住居C類に多くみられる器形である。

東南建物群(14~24、26)

G棟出土の土師器环は平底に近い形状と思われる(16)。またF棟出土の环は丸味を残しており、IA類に属するか、やや偏平化の傾向を示す(17)。

D棟出土の环は器肉が厚く、底部から体部へはなだらかに移行している。口唇部に灯明芯痕を残す(20)。蓋は口縁径が17.3cmの大形品で天井の高い形態と思われる(26)。

C棟出土の須恵器环は底部糸切り未調整である(24)。端部が直立する特徴は41号住居出土のものと似ている。

H棟出土(図16-7)の环は平底偏平化しており、後出の可能性がある(19)。

J棟からは土師器环が4個体出土している。IA類に近いもの(21、23)とIC類になるもの(19、22)が共存している。(19)は口縁径13.5cmを計る。

M棟出土の蓋は端部が外反する。やや古い様相を残している。

以上述べた建物出土土器の様相は掘立構造の項で類別されたI~IIIの段階とは整合し、住居出土の土器で類別したA~C類との間にも矛盾を生じない。ただ住居C類の遺物と建物III段階に属する遺物との間には共通性があり、同時併存の可能性を残している。本報告でさらに詳細な検討を加えることとする。

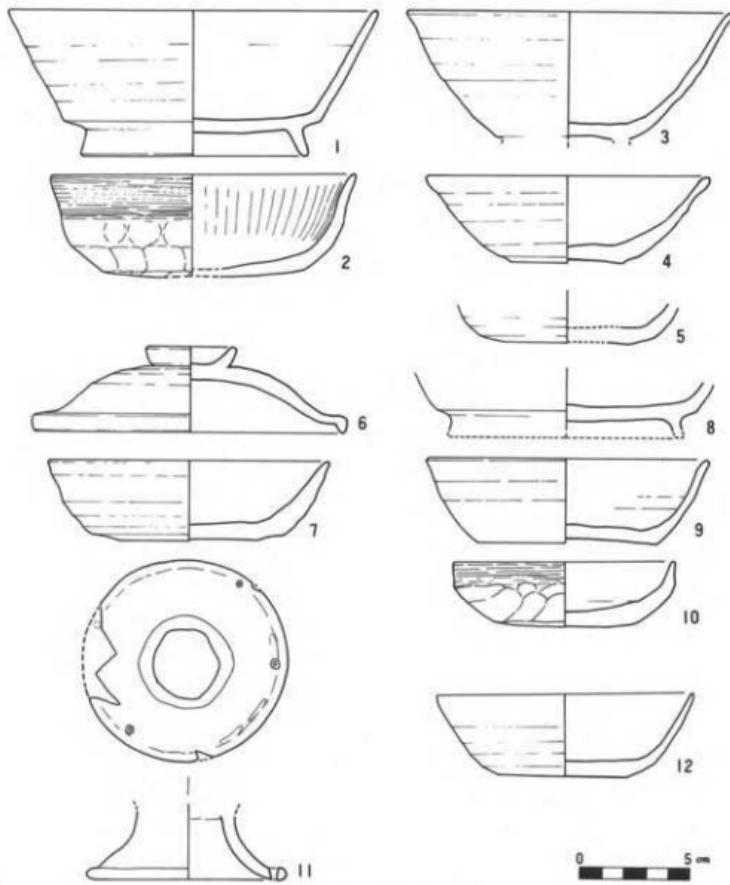
(3) 溝出土の土器(挿図18)

土器の出土した溝は南限大溝、台形状区画の東北隅を画す溝、J 17-18区にかけての東西溝の三本である。

南限大溝(1~5)

昨年度の調査で土師器环I類、須恵器环B類、碗II A類が出土しているが、本年度は道路東側の溝端部より三彩陶(図版20-3)をはじめ、(1~5)の土器類が出土している。(3、4)は昨年度出土のものと同類である。

(1)は土師器の高台付碗である。口縁径16.8cm、高さ6.7cm。水挽きによる整形は全体にシャープで、均整のとれた高台をつける。胎土は精選され、焼成も豊富で赤褐色を呈す。回転ヘラ削りされた底外面中央には草書風の「足」の墨書きがある。形態・技法共完全に須恵器の模倣であることは、墨書きの書体も含めてきわめて特殊な土器である。



挿図18 溝出土の土器（土器器1、2、10、11、須恵器3~9、12）
南限大溝出土土器1~5、台形状区画北東隅丁溝6~10、東北建物群H 17区溝11~12

(2) の施は内面をナデ整形した後、ヘラあてによって暗文状痕をつけている。全体の形状・技法は住居A類の27号住居出土のもの（挿図13-2）に近い。須恵器环は底部周縁をヘラ削りしたもの（5）と未調整のもの（4）が出土している。

台形状区画北東隅丁溝（6~10）

溝底に西方から流れ込みの状態で出土している。

須恵器壺は33号、39号住居等出土のものと同形で、つまみ内に「左」の墨書がある。壺は回転糸切りの後再調整したもの（7）と未調整のもの（9）がある。（7）の内面には赤色顔料が付着している。

土師器壺（10）は径10.2cm、高さ2.9cmの小形品であるが、体部下半から底部にかけてヘラ削りがいねいにほどこされており、比較的厚手の胎土は緻密で焼成も良い。底内面に「木」のヘラ記号がある。B 019出土の壺と同類でIA類に属す。

（8）は大溝出土のものと同形の塊であるが胎土中に砂粒を含み黄灰色を呈す。焼成は悪く生焼状である。

以上の所見から、本遺構の土器は住居A類やB 019と共に通する要素をもっているものが多いことからみて、台形状区画の整備される段階には開削されたとみることができる。

J 17-18 区東西溝（11、12）

（11）は小型台付壺の破片である。用途は不明であるが、台部周縁に焼成後の穿孔がみられる。復元すれば2個ずつ対になるものと思われる。他に土師器I類、須恵器壺B類（12）が出土している。

（4）包含層出土の土器（挿図19）

I 基壇前面と東北建物群付近に多く出土した。

（1）は須恵器壺である。体部下端および底部をヘラ調整している。口縁部外面に2条の沈線がめぐる。土師器壺は薄手で胎土は精選され、焼成も良い。

J 16区では30号住居出土の灰釉淨瓶と同形式の注口片が出土している。上面は釉のりが良いが、下半は酸化し赤褐色を呈す（6）。

蓋は宝珠つまみの偏平化したもの（3）と天井部から屈曲して口辺にいたる（4）ものが出土している。いずれも住居A類出土のものと近い形態である。

B 004付近出土の蓋は受部径8cmの小形品でかえりをもつ。宝珠つまみをもつ形態と思われる（5）。

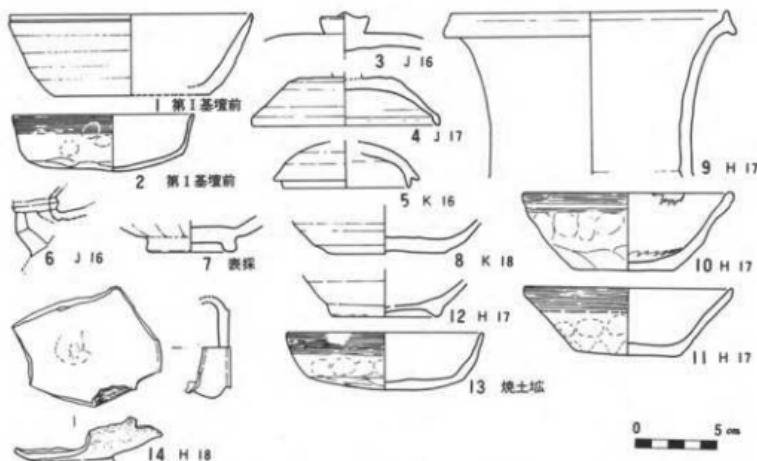
東北建物群周辺出土の須恵器壺にはA、B両類がある。壺B類中には内面に赤色顔料を付着させたものが認められる。

I 18区の焼土壙からは流れ込み状態で土師器壺IA類が出土している（13）。

B 012付近からは灰釉耳皿が出土している（14）。体内面のみ淡緑色釉がかかる。底部は回転糸切り未調整である。

H 17区出土の広口瓶は口径17cm。外面全体に横ナデがほどこされる。胎土は暗紫色を呈し堅緻である。端部に自然釉がみられる。

土師器壺はI、II類のほか粘土巻き上げ技法のIII類が出土している（10、11）。体部は直線的



挿図19 包含層出土の土器（土師器2、10、11~13、須恵器1、3~5、8、9、灰釉6、14、青磁7）

台形状区画内出土1~6・8、東北建物群周辺出土土器9~17 表採7

に上外方へのび、端部は肥厚するか、やや内傾する形状を示す。底部は一定方向のヘラ削り、体部は指押えの後、口縁部を横ナデしている。胎土は砂粒を含むが赤褐色を呈し、焼成は良い。(10)の口唇部には灯明芯痕が付着している。この種土器は南限大溝、I 17、J 17区等でも散見される。本遺跡の下限を考える上で重要である。

他に表採で3片の青磁を採集している。(7)は碗底部である。安定した削り出し高台を付し、体部にはしのぎは文を施彰する。暗白色地に暗青色釉が厚くかかる。床付面は酸化している。北支のものであろう⁽²⁾。

1 「十三宝塚遺跡発掘調査概報Ⅰ」 1975 群馬県教育委員会

2 大江正行氏教示

(桜場一寿)

2 多 彩 陶 器 (挿図20、図版13~9)

十三宝塚遺跡出土の遺物中で多彩陶の出土は該地域における確実な出土例を加えた点で特筆されるべき成果の一つである。従来、群馬県下においては貫前神社(上野国一の宮)の伝世小壺を除いてはみられなかった。

本遺跡の多彩陶は個体数は8個体以上は確実に数えられ、器種も数種に及びその精良なつく

りからみても質量ともに注目すべきものである。器種は小壺・鉢・碗・盤・火舎が含まれており、特殊な遺跡を除くと多彩陶のはば各器種を網羅しているといえる。そこで、各器種の内、形状の推定が可能ないくつかについて掲げ、その特徴を簡単に述べることにする。

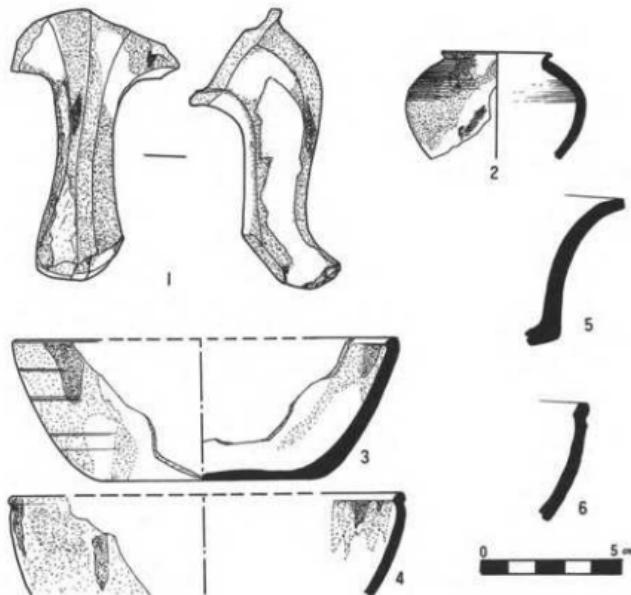
火舎獸脚（口絵、挿図20-1）

砂をあまり含まないざんぐりした良好な素地で卵殻色を呈する。作りはきわめてていねいでシャープな棱線7本で端正にまとめている。外面は三彩で白一綠一黄褐の順で彩色されたとみられるが绿袖を基調としている。内面は黄色味を帯びた白釉で滑沢な光りをもっている。胎土・焼成・色調からみて、図20-5と同一個体をなすものと推察される。高さ9.7cm、基部径4cm

小 壺（挿図20-2）

この遺物は北に隣接する地区的集落址の住居内から出土したもので一応時期・位置的な観点からみて関連あるものであると推察されるところから参考として取り上げた。

素地に砂を比較的多量に含み、還元気味の灰白色を呈する二彩陶である。外面に绿を基調と



挿図20 奈良三彩陶

1. 第Ⅲ基壇西出土
2. 塙町調査区
3. 南限大溝
4. 第Ⅰ基壇周辺
5. 37号住居
6. 第Ⅰ基壇周辺

した緑・白色を配しているが、ややくすんだ色調を呈している。下半部を欠いているが肩のやや張った器体部から短かく外反する口縁部をもつ。内外面とも布で仕上げた整形痕を認める。胴部最大径6.4cm、口径3.9cm（推定）。

塊（挿図20—3）

三彩で内外面を彩っている平底の碗である。破片であるが全容を推定できる唯一の遺物である。ざんぐりした卵殻色を呈する素地に鹿の子状の斑点文で彩色している。成形のロクロ目がやや残るが水びきで布仕上げのていねいなつくりである。色調はやや淡く鮮明ではない。釉薬は白一緑一黄褐の順でていねいに筆ぬりされている。平底の底部から外開きする体部へ、やや内側気味の端部へとつづき端部はヘラでおさえられてシャープである。口径13.7cm、器高5cm、底径7.7cm。

鉢（挿図20—4、6）

鉢状を呈する器形で口縁端部のつくりから2～3個体が推定される。わずかに砂を含んだざんぐりした素地は卵殻色で、その上に鹿の子状の斑点文の三彩で色つけされている。色調は鮮明で特に緑色はよくとけて高温で焼成されたことを物語っている。外面口縁端部にヘラで沈線を一条施し、内面をおさえて外反するような感じをみせる。釉薬は内外面に施され、ロクロ目はほとんどみられない。口径推定14.1cm、器肉は比較的薄手である。

火舎体部（？）（挿図20—5）

胎土、焼成、釉薬色調、成形等すべて獸脚に酷似し、火舎の体部と推定される。体部の形状はやや丸味をもつ平底から大きく外側する口縁部がつづき、端部はヘラで斜めにおさえ、整っている。体部高推定5cm、口径推定16cm。

この他、二彩の盤（大皿）の小破片が認められる。

以上の所見からすると、十三宝塚遺跡には比較的整った多彩陶のセットが持込まれていたことは確実である。しかも質的にも火舎、鉢等にみるように精良なものを含んでいるところから遺物的にもこの遺跡が特殊な性格を有するものであることは裏付けられよう。

（井上唯雄）

3 瓦

昨年度に引き続き、今回の調査においても多量の瓦が出土した。その量はコンテナー（プラスチック製パン箱）32個分におよぶ。現在その整理の途中にあるため、ここでは中間報告として、その概要および2、3の問題点について述べていく。

（1）出土状況

瓦は、調査区には全域の表土層中からも採集されるが、これらは擾乱をうけて拡散したものとみられ、遺存状態も悪く小片がほとんどである。遺構検出面および遺構中からの出土のもの

が主体をなすが、それを整理していくと次の点が注意される。

- ① K 16、とりわけ第Ⅰ基壇南面、第Ⅱ基壇南・東面に濃密な散布をみせる。
- ② 大形片は少なく、小片かほとんどであり、完形復原できるものは認められない。
- ③ 穴穴住居のカマド焚口のソデの部分に大形片を使用するものがかなりみられる。これは、先年度調査の分についても同様である。
- ④ ほとんどの穴穴住居覆土中に瓦片が含まれている。
- ⑤ 軒丸瓦・軒平瓦の出土量が非常に少なく、遺存するものも小片であり、質も良くないものである。これは道具瓦類についても同様であり、面戸瓦とみられる1点を確認したのみである。

以上の事項は、単に瓦の整理のみならず、本遺跡の性格を考えていく上での主要な資料の1つともなる。

(2) 出 土 瓦

出土した軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・面戸瓦について、種類別に説明をしていく。

A 軒丸瓦 (挿図21-1)

昨年度の調査で2点、今回の調査で4点の計6点が出土している。いずれも小片であるが、同一型式に属するものとみられる。復原推定で直径約19cmの大ぶりなものであり、中房は直径約5cmを測り細隆線で表現される。蓮子の構成は明瞭でない。蓮華文は五葉の均等配置とみられ、単弁三重葉である。蓮弁は、先端の尖った楕円形でやや長めの形状を呈し、細隆線を二重にめぐらした中に直線を配して三重葉としている。この先端は、細隆線の内円圈に接している。外区は巾0.8~2.2cmの凸面で素文である。巾の相違は同一個体中にもみられ、整形段階における作業の粗雑さによるものである。

背面には布目痕が明瞭に認められ、外周はヘラによる整形を施すが粗雑である。

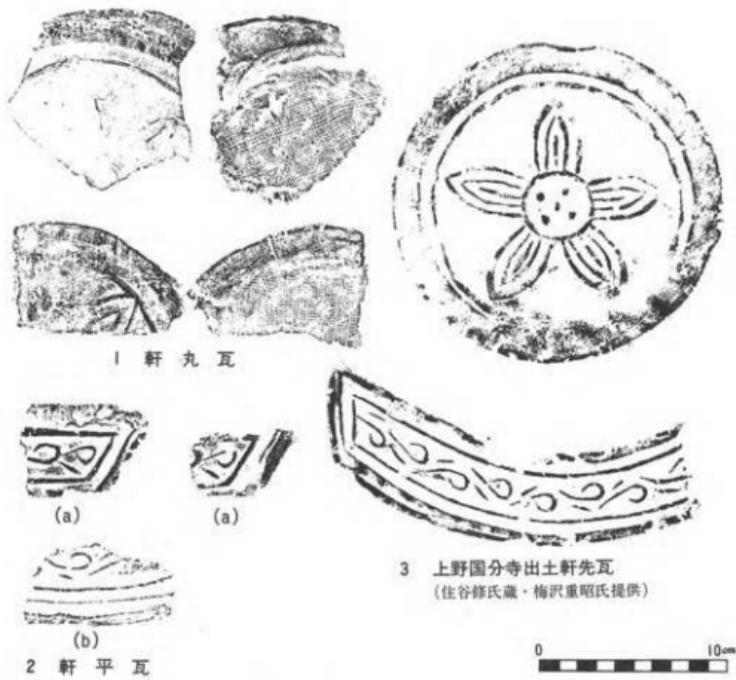
今回の調査において出土したものは、薄の磨滅によるものか、中房・蓮華文の表現が非常に弱く、隆線の高まりがほとんど見えない状態であった。

この軒丸瓦の薄型は、上野国分寺・同尼寺で最も多く出土する型式に近似する(挿図21-3)。蓮弁先端が円周隆線に接していること、直径がやや大ぶりであることに相違を認めるとしても、意匠・製作技法に共通するものがあることは明らかである。

B 軒平瓦 (挿図21-2)

昨年度の調査で2点、今回の調査で3点の計5点が出土している。前者は穴穴住居内より出土したもので、大形片であり全体の形状をよく示すが、後者は小片である。ただし前者で欠けている右端を残している点、全体の形状を知る上で重要である。

厚さは約5cmを測るが、その他の点については計測不能である。全て同一型式の扁平唐草文で、葉が比較的細い隆線で表現され、単元ごとに切れているのが特徴である。ただ、基本的意匠は同一であるが内区をとり囲む隆線によって、それが(a)一重のもの、(b)二重のものの2種に



插図 21 軒先瓦

区分される。範型も良好であり、全体の整形も比較的丁寧になされている。

上野国分尼寺の発掘調査によても、同型式で(a)、(b)の2種が出土している(插図21-3)。軒丸瓦の場合と併せ、本遺跡と国分寺・尼寺との関連を示唆するものとして、注意すべき点である。

C 丸 瓦

平瓦の場合と比べても小片が多く、全体の形状を示すものは確認されていない。全長は不明であるが、残存部から狭端径約11cm、広端径約15cmを測っている。胎土・色調・焼きの硬軟は多様であるが、後述の異色瓦を除き技法・意匠上の著しい相違は認められない。全体に、胎土には微小砾などの夾雜物が多い。焼けひずみによる曲率も一様でなく、整形も粗雑である。

なお、凹面の布目を完存させるものが多く、凸面には叩き文様は施されていない。現在のところ玉縁は確認されておらず、所謂行基瓦式であったとみられる。

D 平 瓦 (図版 13-12)

完形のものはないが、計測および仔細な観察に耐え得る比較的大型な片が少数出土している。それらによると、全長 40~42 cm・狭端巾 20~25 cm・広端巾 25~27 cm・厚さ 1~4 cm を測る。胎土は微小礫を多く含み粗製である。色調は、暗灰色を主体とし、褐色・赤色・黒色のものを含む。焼きの硬軟も、須恵器に近いものから、溶解し易いものまで多様である。曲率も均一でなく、丸瓦に近い形状を示すものから、非常に緩い反りをもつものまでがある。

凹面の布目は全体にわたって、スリ消すものが多いが、完全な形でなされているものは少ない。また一部のものは、ヘラ様のもので線状にナデ消すのみである。これらの中に「丑」・「キ」とヘラ描きするものがみられる(図版 13-4)。凸面には、格子・斜格子・撚糸文様の叩きを刻している。これらについては後述する。

次に観察によって得た、技法上の所見のいくつかについて記しておく。

- ① 凹凸両面に糸切り痕をとどめるものが多くみられる。
- ② 少数ではあるが、横骨痕を残すものがある。また、粘土版の合せ目を示す破片も数点確認されている。この中には合せ目の粘土の盛り上りを、指でナデ押えるものがみられる。明らかに櫛巻作りを示すものであるが、この一群とそれ以外のものとの間に、格子叩き文様などの点での著しい相違は認められない。(神田 22-5、図版 13-5~8)
- ③ 凸面に微隆起線状、または僅かな段差の認められるものがある。平面状の部分が重なり合って残っていることと併せ、短冊形の叩き板での工程を示すものとみられる。なお、この痕跡は側縁に対し、やや下り気味の傾斜を示す。
- ④ 叩きしめの後、凸面全体をヘラ状の工具でナデつけており、端部においては櫛目状の工具で搔きあげて、調整をしている。
- ⑤ 中央部に縦に 2 列、各列 2 ないし 3 個の格子または斜格子文様の叩きを刻す。全面に格子叩き目を刻し、それをスリ消した痕跡は認められない。(図版 13-1、2)

平瓦も、丸瓦と同様に全体的に粗製であり、整形も丁寧なものとはみなし難い。

E 面戸瓦 (図版 13-3)

K 17 から 1 点出土している。12×10 cm の破片で、角をやや緩い曲線に切断している。反りの緩い平瓦を、生乾きの段階で切断・整形したものとみられる。凹面は布目をスリ消しており、凸面には格子文様が残存している。面戸瓦としては、やや大ぶりなものであり、使用場所については不詳である。

以上、出土した各種の瓦について述べてきたが、丸瓦・平瓦の中に、表面にカーボンを付着させ黒色を呈すものがみられる。これには他と異なる点が認められるので、黒色瓦と称してとりあげておく。

F 黒色瓦

K 16、特に第 II 基壇周辺から多く出土している。表・裏・側面には厚めにカーボンが付着し

て黒色を呈し、内部は赤褐色または黄褐色を呈している。胎土は小砾などの夾雜物を多く混ぜるが、表面は緻密な仕上りとなっている。

丸瓦片が多く、平瓦とみられるものは少ない。凹面には布目をほぼ完存させているが、端部ではヘラ状の工具でスリ消している。凸面は丁寧に整形されて、きれいな曲面を描く。格子文様は施されておらず、平瓦の一部に撚糸文様をもつものがみられるのみである（挿図22-3）。

(3) 叩き文様

本遺跡より出土する瓦の凸面には、各種の叩き文様を刻するものが多い。それは、だいたい平瓦に限られているようであり、丸瓦の例は確認されていない。叩き文様は次の3種に分けられる。

A 刻字（挿図22-1）

格子または斜格子目の1端に文字を陽刻するもので、今までに7種類6字分が確認されている。

表7

No	刻字	型	規模(cm)	文様	刻字の位置	出土量	備考
1	測	隅丸方形	5×5	方形格子	下端	少	
2	測(裏字)	鈴	8×6	横長斜格子	下端	多	鮮明なものが多い。
3	雀	鈴	7.5×5	横長斜格子	下端	やや少	格子は細い。
4	反?	鈴	6×6	長方形格子	下端・横位置	多	格子の隆線を活して「反」と読むが、確實ではない。
5	仇?	隅丸長方形	6.5×4.5	方形格子	下端	少	鮮明なものはない。第II基層周辺に多く出土する。「仇」と読むが確実ではない。
6	日?	鈴	5.5×5	長方形格子	下端・横位置	2点	鮮明である。「日」と読むが確実ではない。
7	矢□	鈴	6.2×5.5	横長斜格子	下端・横位置	1点	鮮明である。「矢」と読める字の右に不鮮明な1字がある。

※ 規模は、推定値である。

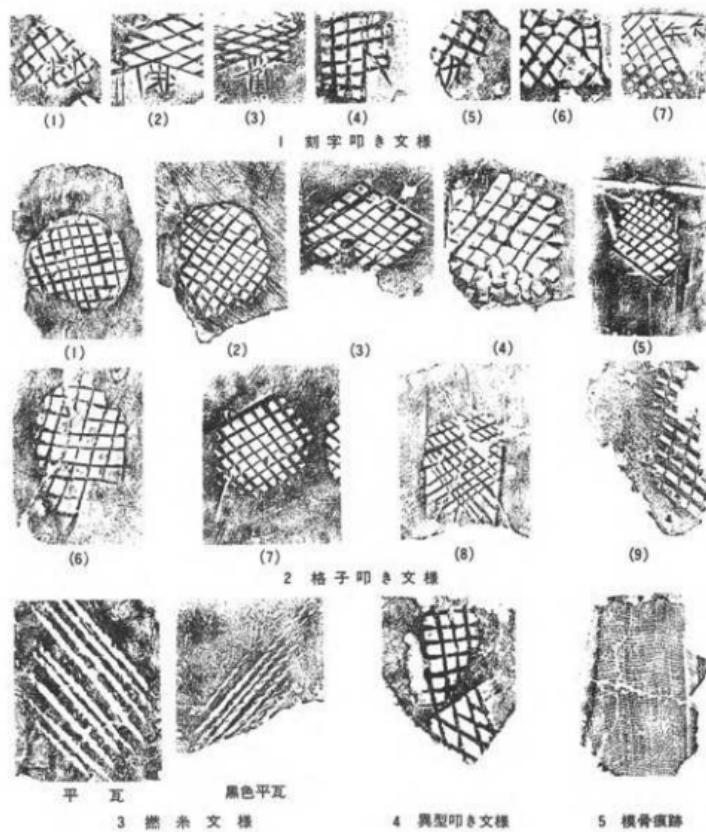
刻字は、格子目の下端中央部に1字刻されている場合がほとんどであるが、7のように2字以上あるとみられるものもある。一単元における格子目の形状・大きさは必ずしも一定しておらず、刻字の位置なども含めて、均正・齊一性への配慮はすうい。同文字で異筐型のものは認められず、「測」1、2を除く) 1文字1筐型であるとみられる。

刻字で確実に判読できるのは、1、2、3の3種類2字である。「測」は『和名類聚抄』郷部佐位郡の項にみえる「測名」・「測名 布知名」の頭文字に、「雀」は同じく「雀部佐々伊部」の頭文字に比定することが可能である。古代におけるこの2字の使用頻度が高いものでないこ

とを考えるならば、これを郷名の頭文字とする蓋然性は高いといえよう。4「反」についても同じく「反治」(刊本)の頭文字とすることができようが、前2字ほどは明瞭でない。5、6、7については、資料も少なく、不明な点が多い。今後の検討にまわしたい。

B 格子・斜格子(挿図22-2)

格子目ものの、斜格子目ものの、併せて9種類が出土している。ただし、叩きの単元を完全に残すものは少ない。



挿図22 瓦叩き文様

表8

No.	型	規模(cm)	文様	出土量	備考
1	円	5.8×5.0	方形格子	少	1単元がほぼ完存。格子は細い。
2	鉢	8×5	長方形格子	多	範型に割れがある。格子文様の片側に、斜行する線がとりつく。
3	菱	6×6	横長斜格子	少	1単元がほぼ完存。格子は細めである。
4	鉢	6.5×6	斜格子	少	範型に割れがある。格子は大きめである。
5	小判	6.2×4.2	横長斜格子	多	格子は、片側では細く、次第に大きめになる。
6	鉢	8.5×5.0	横長斜格子	少	長方形格子に近い形態を示す。格子は大きめである。
7	小判	6.5×5.4	横長斜格子	多	格子は、片側では細く、次第に大きめになる。
8	鉢	6.2×4.2	横長斜格子	少	下端では格子を成さずに、斜行する線のみとなる。格子は細い。
9	不明	12×2.5以上	平行四辺形	1点	1単元が大きい。経線は細く間隔を広くとるのに対し、緯線は太く間隔は狭い。

* 規模は、推定値である。

格子・斜格子目のものには、一単元が円型、菱型のものもあるが、多くは鉢型・小判型を呈する。一単元における格子目の形状・大きさが一定していない点、刻字のものと同様である。範型に割れ目の生じているものが見うけられる。

一枚の瓦には、同一種類のものを4ないし6個刻することを原則としている。一点のみであるが、4（または刻字2）と6（または刻字1か5）の異なる種類を刻するものが出土している（挿図22-4）。叩き文様を考える上で注意すべき事項である。

C 摊糸（挿図22-3）

平瓦の中央付近にみられるもので、出土点数は多くない。摊糸の間隔により2種類以上に分けられるが、個体差が大きく全体を区分するのは困難である。この文様をもつ瓦と、刻字・格子・斜格子文様のものとの間で、技法上の顕著な差違は認められない。ただ、先述の黒色瓦の一部に摊糸文様を施すものある点が注意される。

以上(1)～(3)で本遺跡出土の瓦について略記してきた。ただし、現在整理の途中であるため、必ずしも十分な観察を経たものではない。従って、今後の整理次第では、新たな知見を加えることができ、本遺跡の解明に手懸りを与えることも可能となろう。ここでは、その方向を示すための予察として、出土瓦について若干の所見をまとめておきたい。

- ① 穴住居のカマドに瓦を使用している例のあることから、これらの住居と第Ⅰ基壇建物・第Ⅱ基壇建物との時期的な関連が考えられる。つまり、穴住居はこれら建物の造営・修理の時期、ないしは廃絶後に設けられたものとみなされるが、配置・掘立柱建物との関係から、造営時期であると考えることが最も整合的である。
- ② 出土するものからみて、軒丸瓦・軒平瓦の組合せは、Ⅰタイプであった可能性が強い。
- ③ 軒丸瓦・軒平瓦は、上野国分寺・同尼寺において出土するものと同型式ないしは近似した型式のものである。この型式は国分寺においては最も多く出土するものであって、意匠的にもよく整ったものである。
- ④ 瓦当面の出土が非常に少なく、しかも小片が多い。また、道具瓦類の出土も極端に少なく、面戸瓦1点をみるのみである。丸瓦・平瓦の良好なものを含めて、この種の瓦の他所への運び出しといった事態を示唆するものではないだろうか。
- ⑤ 平瓦の中に、明らかに樋巻き作りの痕跡を示すものがある。現在の段階では、それ以外のものについては樋巻き作りであるか、一枚作りであるのか判断はつきかねている。
- ⑥ 格子・斜格子文様をもつ叩きは、最終工程に施されており、平瓦の中央部に4ないし6個を刻するのみである。既に叩きしめの機能は喪失している。滑り止めなどの実際的な機能も、そう期待されたものとは思われず、また、美麗を意識した装飾とみなすことにも困難がある。むしろ一種の「印」として刻された可能性が強い。この傾向は、国分寺出土の平瓦についてもみられるようである。
- ⑦ 刻字を施すものが出土しているが、その中には「潤」(潤名郷)・「雀」(雀部郷)など、平安時代前期において佐位郡に所在した郷の頭文字とみなされるものがある。しかしながら、この刻字のみを以てその性格を判断し、ひいては本遺跡の性格を決定するには困難がある。
- ⑧ 黒色瓦は第Ⅱ基壇建物に葺かれていたものとみられるが、他種とは異なる点をもつ。これが瓦窯による差であるのか、瓦の移動により生じた現象であるのかの究明は、今後の主要な課題の1つである。
- ⑨ 全体に、丸瓦・平瓦ともに作りが粗雑であり、意匠的にも均一性が認められない。胎土も夾雜物が多く、端部の調整も丁寧でない。平瓦の曲率もかなりの差があり、实用性を疑わせる点もみられる。
- この中で、①については既にIII-2で述べられており、本遺跡の構造・変遷を考察する上で重要なポイントとなる。③は、本遺跡と上野国分寺・尼寺との関連を示唆するものであり、本遺跡が瓦窯建物をもつ、公的施設であることの可能性を高めている。④・⑥・⑧と併せて、上野国地域内での瓦の供給体系・移動関係を知る好資料である。⑦にしても、この種のみの考察では限界があり、現在の段階では具体的な成果をもたらすには至っていない。今後の課題としては、出土量の圧倒的部分を占める丸瓦と平瓦の、より詳細な観察と整理である。これを以って、他遺跡のそれと比較検討し、本遺跡の解明の一助としていくことである。幸い各地で出土

する瓦類についての整理・研究も進んできており、良好な成果を期待できる可能性は高いといえる。

(前沢和之)

4 鉄 製 品

鉄製品の出土はかなり多量にのぼっており、特に基壇周辺における釘の出土が顕著である。ここでは各種の鉄製品を網羅し、その概略について簡単にふれる。

鉄 斧 (挿図 23-1、図版 14-2)

所謂、袋式鉄斧で袋状に合せた部分は明瞭である。全長は 12.7 cm、ほぼ長方形を呈し、巾は 3 cm 内外で両端はややひろがり気味を呈する。全体に鋸がひどく旧状を正確に把握することは困難であるが、袋部は梢円形を呈し 5 cm 程のさし込みが可能である。刃部は鋭利で整っている。東北建物群の西北端から出土したが、特別な遺構に伴なったものではない。

鎌 (挿図 23-2)

曲刀鎌の範疇に属するもので刃部がゆるく内彎し、先端部は一段と鋭い。柄の着装部の折りかえしは刃の線に対しやや鈍角につく形である。29 号住居の南壁面から出土した。長さ 12 cm、巾 3 cm 内外でさびの状態がひどい。

扉金具状鉄製品 (挿図 23-3、図版 14-7)

鉄板状のものに方形に袋状の部分を付したもので、この形状からして扉部分の角を装飾する目的をもつものと推定した。方形基壇の周辺から同種の残片が出土していることからこの建物に付随するものと推定されるが、いかなる部分にどのような状態で取り付けられていたものか全く不明である。袋状の部分は巾が横で異なり 3 cm、2 cm である。現状では 8 × 6 cm の規模である。

鉄製紡錘車 (挿図 23-5)

中央部でやや厚みをもつ円板に鉄の管をさしこんでいる。径 5.1 cm、厚さ 5 mm、芯棒は土圧で円板つけ根から曲がっている。棒の長さは、円板下 1 cm、上で 10 cm ほどを算する。さびの状態がひどい。

鍔 (挿図 23-4、図版 14-3)

29 号住居から出土した。現状で 12.1 cm、最大巾 1.6 cm、うすめの板状を呈する身であるが先端がやや細る。一見、刀子様であるが刃部がなく木柄にとめる先端部を小さくまるめてねじにくくしている。刃部を欠くが鍔とみられる。

鉄 環 (挿図 6-23-6.7、図版 14-8)

6 はやや扁円形の断面をもつリングでさびが強い。特にその他に注目すべき点がなく、用途も不明である。7 は薄板状のリングで部分的に鍍金した痕跡が認められる。前者は 29 号住居、後者は東北建物群邊で出土した。用途は両者共不明であるが帶金具様のものとみられる。6 径 4.5 cm、7 径 4.8 cm。

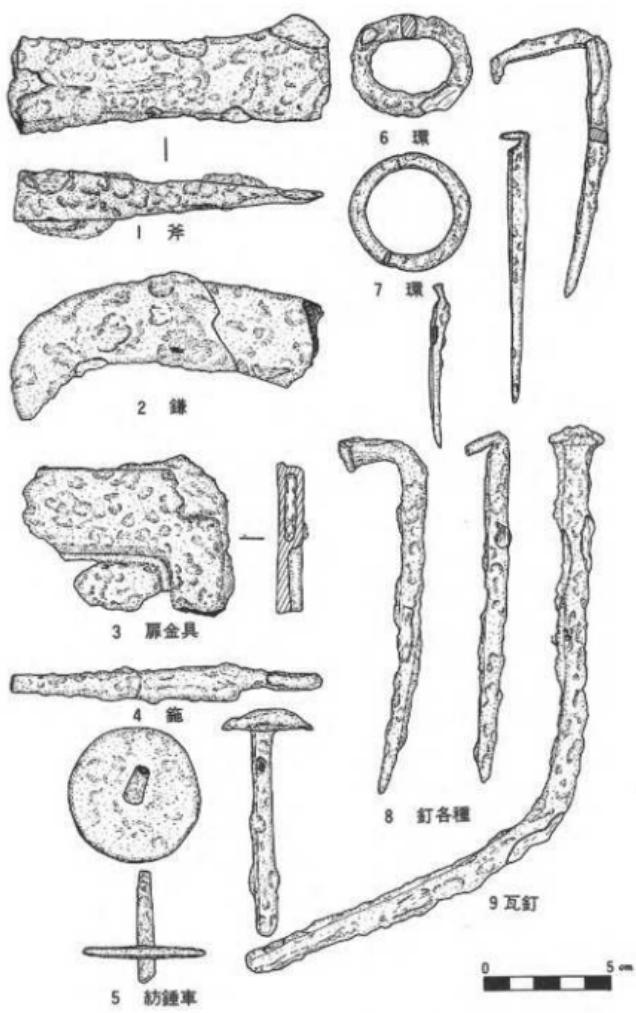


插圖 23 鐵 器 類

鉄 釘 (挿図 23-8.9、図版 14-4・6)

ここに取上げたものは出土釘の一部であるが、各種型をかけた。9は長大で 29 cm もあり瓦釘であろうか。8は紙頭を付しているもので飾釘であろう。釘頭の処理の方法に 3 類型があり、さらに大小がある。頭をそのまままとめたもの、うすくのはばして折りまげたもの、先端をうすくのはばしたもののものである。また 8 のように先端をカギ状に曲げたものが数点出土している。すべて角釘であり、最も短小なものは住居内から出土して注目される。

鍍 金 板

第 II 基壇北東隅で検出されたもので鉄地に銅板をはりその上に鍍金している。わずかな残片であるが打出しを伴なうもので特殊な飾金具であろう。かなり錆鏽かはびこり、旧状をとらえることは困難である。

これらの鉄製品と関連して小鍛冶遺構が 4 カ所にわたって認められ、砥石、チップス、羽口、火床炉、るつば等が発見されている。これらからみると、鉄製品の一部は現地において製作された可能性がある。るつばの存在は鋳鉄との関連で、扉金具などの他生活用品等にまで鍛冶作業が関連していたのであろうか。

(井上唯雄)

5 その他の遺物

羽 口 (挿図 24-1・2、図版 13-12)

大溝・小鍛冶遺構等から 4 個体分出土している。

I 17-ho 2 小鍛冶遺構出土の I は長さ 14.3 cm、径 8.7 cm、口径 2.1 cm。吹子に接する部分が一部欠けるがほぼ完形である。表面は長軸にそって指ナデがほどこされている。先端は融触し黒沢を帯びる。

2 は南限大溝出土である。半欠品で推定径 3.5 cm、口径 2.8 cm を計る。表面は指押痕が頗著である。

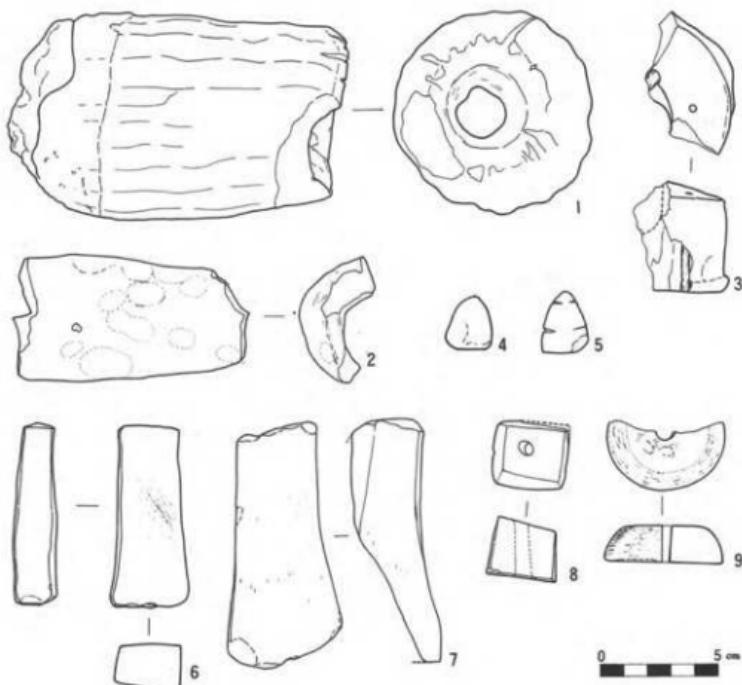
焼台状土製品 (挿図 24-3、図版 13-14)

第 I 基壇前方で出土した 4 の残次品である。想定復元によれば径 8 cm、高さ 5 cm の上部凸状円柱形粘土の中央を径 4 cm、深さ 2.5 cm ほどに凹め、周縁および台部に穿孔したものである。狹雑物を含む胎土は二次焼成を受け、赤褐色を呈す。用途は不明である。

螺旋状製品 (挿図 24-4・5、図版 13-11)

4 は径 2 cm、高さ 2.2 cm の素焼きで底面に剥離痕を残す。5 は同形であるが二条の沈線をめぐらす。4 は H 17 区出土、5 は表採である。昨年度調査でも出土している。

砥 石 (挿図 24-6~8、図版 13-13)



挿図24 その他の遺物
 1. I 17-h 02 小鐵冶道横出土 2. 南限大溝出土 3. 第1基壇南方出土 4. H-17 区出土
 5. 表様 6-8-9. 29号住居出土 7. 27号住居出土

住居、包含層より7個出土している。

手持ち砥と携帯用砥の二種がある。6は長さ7.7cm、巾3.3cm、厚さ1.8cm。7は長さ10.5cm、巾4.8cmでバチ形を呈す。中央部が凹み、使用頻度の高かったことをうかがわせる。8は携帯用で中央に紐通穴を穿つ。下底3cm、上底2.5cm、高さ2.5cmの小形品である。

石製紡錘車（挿図24-9）

29号住居より鉄製紡錘車と共伴して出土している。底径5cm、高さ1.6cm、孔径3.5mmを計る。肩部は丸味をもつ。半欠品。

瓦 塔（図版13-10）

先年度および今回の調査において、10数点の出土をみた。いずれも小片であるが、瓦葺・軒先を表現しており良好なものである。焼きは須恵質に近く硬質である。瓦塔の出土は、本遺跡中に仏殿ないしは仏舎に類した施設の存在を推測させるものである。（井上唯雄・桜場一寿）

IV 考 察

1 遺跡の規模と遺構の配置

十三宝塚遺跡の境域は南限を除いては明確ではない。ここでは同種遺構のひろがりから一応の境域を推定し、その中に遺構群の配置をみることにする。遺構群は東南掘立柱建物群、台形状区画、東北掘立柱建物群の三つでそれについて触ることにする。

北々西から南々東方向に500mほど直進してきた大溝は鈍角で東西方向に曲折している。曲折部から約156mの長さまで直線的にのび、台地先端の泥土中におちこむ。この曲折部は、台形状区画西側溝のほぼ延長線上にあり、意識的に曲折部を設定したものと推定される。このことからみると南限と東西巾もこの溝によって推定される。

南北方向の長さは現段階では明確ではないが、次のような注目すべきいくつかの点が指摘される。

- 1) 南限大溝から北部の境町調査区で検出された掘立柱建物群北端まではほぼ315mに及ぶ。
- 2) 台形状区画はこの南北巾の中間に位置している。
- 3) 台形状区画南門南前面は空闊地で遺構は西南の1棟を除いては認められない。
- 4) 台形状区画の基準線とみられる南辺柵列は南限大溝からそれぞれ、南側柵から溝北縁まで102m、南縁からは北側柵までは108mの距離にある。
- 5) 南東建物群及び東北建物群は台形状区画東辺柵列の東側に位置している。境町調査区の建物群もこの線上にある。

のことから、本遺跡は南北3町、東西1.5町に及ぶ規模をもつことは確実である。この東西巾は台地の走行とほぼ一致しており、それに制約されているものと推定される。

しかし、各遺構群の配置は正確に方格に則っている事実は認められない。ただ、各群の遺構のあり方は相互を意識したものであることはその配置の様相からみて明らかである。

台形状区画西側の大溝との間にはトレンチを入れたが、遺構は全く認められなかった。したがって本遺跡は今年度の調査によってほぼ全域の調査が終了したとみることができよう。

2 遺構の様相

大別して、掘立柱建物と竪穴住居、井戸、溝等に大別できる。ここではそれぞれについて簡

略にふれる。

掘立柱建物遺構

台形状区画、東南建物群、東北建物群に分かれるが、主要構造物とそれを画する台形状区画が中枢をなす部分であることは既に述べた。特に基壇建物の内第Ⅰ基壇は 20×16 mの埋込みで当初の建物は掘立柱建物で桁行42尺、梁行33尺の遺跡中最大の規模を有するものであった。しかし、次の段階では有礎の建物に造り替えられたとみられ、瓦葺きであったとみられる。その前面には目かくし様の柵列が認められる。付近からは瓦、釘等の他、奈良三彩などの遺物が発見されている。中心建物であろう。

第Ⅱ基壇は1辺12mの方形の土壇で高さ50cmの上面に1辺9mの方形に凝灰岩の地覆石をまわした入念な地業をしている。上面が削平されており礎石位置等不明であるが有礎瓦葺きの建物であったとみられる。周辺から出土した瓦塔片、打出しをもつ金銅製板の出土等から仏教的な色彩をもつものと推定される。

第Ⅲ基壇は削り出し基壇で建物も1間1間の小さいもので瓦葺きではない。西側から出土した三彩獸脚が注目される。

周辺は柵がめぐり、特に南辺の第Ⅰ基壇正面には南門が設けられている。この柵上には南辺西側、東辺北側に重複して建物が認められたがこれにはⅢ段階にわたる変遷が認められた。

北辺を画する土壘と溝はそれに取りつく築地のあり方と関連して東北建物群の台形状区画との有機的関連を示し、土壘下の竪穴住居は土壘の設置の時期を推察させている。

東北建物群は台形状区画部分と同様に三段階に及ぶ段階が想定され、特にB 006は梁行3間の唯一の建物で主要なものと推察された。しかし、これも後の段階で総柱建物に造り替えられることから機能面に大きな変革があったものとみられ、東南建物群との関連を想定した。

東南建物群も建物の配置がコの字状を呈すること、重複関係から変遷が認められること、台形状区画前面を意識的に避けていることから、全体としては三群の建物群は有機的関連をもって意図的に配されたとみざるを得ない。

竪穴住居

47軒の竪穴住居は配置の上では台形状区画後背部分、柵列外側、掘立柱遺構周辺部分に限られている。住居内のかまどに瓦を利用したものが多く、埋土中に含まれる瓦も入れるとほどんどの住居に瓦が出土する。また住居の中に工具を出土するものや小鍛冶などの工房的性格を有するものが多く、出土遺物中に墨書きを有する土器、赤色顔料や漆の容器とみられる土器等が指摘できることなどから、これらの住居も掘立柱遺構と有機的関連をもつことが想定される。工人達の工作場及び住居とみられる。

井 戸

8基の井戸を検出したが、断面の形態から2類別される。即ち、1)ラッパ状を呈するもの、2)垂直に掘りこまれたものである。また、平面形から円、方形の二種が指摘できる。配置からみると南半部に6基、東北部に2基で台形状区画内には認められない。埋土の状態からみると、遺跡廃絶後のものも2基認められるが、他は時期的に符合するものとみられる。特にB 006の前の方形8号井戸は入念なつくりである点、周辺から「大井」(3)、「北井」などの墨書き器が出土することから注目される。

3 遺 物 の 様 相

竪穴住居、掘立柱建物柱穴、溝等の他、当時の地表とみられる遺構面からも遺物が出土している。これらは日常雑器、儀器的性格を有するもの、建物に関連する遺物、工具類、その他に分けられる。

日 常 雜 器

主として南関東における編年では国分期に属するものである。土師器、須恵器の各器種を網羅しているが、土師器では頸部がコ字状を呈する長胴袋の盛行、糸切り底を有する环窓の盛行、つまみの中央が陥没し、内面のかえりの消滅した蓋の盛行、長頸瓶、灰釉陶出土等に注目すべきであろう。

しかし、これら日常雑器も出土住居の重複関係、器制、器形上の変化から3類別された。しかし、その時間差は大きいものではなくおそらく50年には及ばないとみられる。

これらの内、特に土師器壺・瓶、須恵器蓋、壺・瓶に認められる墨書きが注目される。これらを出土地点別に集成したのが表9である。

十三宝塚遺跡出土墨書き土器一覧

表9

No.	墨 書	器 種	墨 書 位 置	出 土 地 点 等
1	上 田	土 師 壺(内黒)	体 部 外 面	2 号 住 居 内
2	九	須 恵 壺	底 部 内 面	4 号 住 居 内
3	不 明	須 恵 瓶	底 部 内 面	4 号 住 居 内
4	万	土 師 壺	底 部 外 面	5 号 住 居 内
5	上	須 恵 瓶	底 部 外 面	6 号 住 居 内
6	夫	土 師 壺	底 部 外 面	6 号 住 居 内
7	忠	土 師 壺	体 部 外 面	8 号 住 居 内
8	神 田	土 師 壺	底 部 外 面	7 号 住 居 内
9	(不 明)	須 恵 壺	底 部 内 面	7 号 住 居 内
10	十	須 恵 蓋	体 部 外 面	7 号 住 居 内
11	大 井?	土 師 壺	底 部 外 面	7 号 住 居 内
12	(不 明)	土 師 壺	底 部 外 面	7 号 住 居 内
13	田 ?	土 師 壺	底 部 外 面	13 号 住 居 内
14	一	高 古 瓶	底 部 外 面	16 号 住 居 内
15	水	土 師 壺	底 部 外 面	16 号 住 居 内



押図 25 墨 書 土 器

これらの内関連するものをいくつかにまとめると、次のようである(4)。

- 1) 水に関するもの………大井(2) 北井、水
- 2) 田に関するもの………神田、上田、田(2)
- 3) 数に関するもの………一、四、九、十
- 4) 同種のもの 2 点以上……大、佐、甲、足、長
- 5) 位置関係を示すもの……中、左

その他は一字のみで意味不明のものや判読不能なものが多い。

墨書の施された土器を数的に類別すると次のようである(5)。

種 別	比 率 %	器 種	比率 %
土 師 器	67	壺	97
		甕	3
須 惠 器	33	壺	25
		甕	62.5
		蓋	12.5

墨書の位置は土師器、須恵器とも底部外面が圧倒的に多く次いで、体部外面が多い。

十三宝塚遺跡における墨書土器の出土量は 70 点以上にのぼり(6) 出土地点も建物遺構周辺、堅穴住居、溝等とまんべんなくひろがっている。当時の文字の読解書写のできる階層は僧、官人、在地有勢者層以外にそう多かったとはみられないから、この点からも遺跡の一つの性格を推察する手がかりが得られよう。

儀 器 的 遺 物

この内には奈良三彩陶・淨瓶・瓦塔等がある。この内、奈良三彩陶はそれ自体がもつ祭器的性格、保有者が高級官人、仏僧等に限定される(7)等から出土する遺跡の性格もおのずから規定されてくる。その出土土地も寺院跡、官衙跡、墳墓、祭祀遺跡に多い事実が指摘されている。本遺跡では器種が小壺、鉢、甕、盤、火舍(8)の多岐にわたること、個体数も 8 個体以上を算することと共にそのつくりの良さは注目に値する。特に火舍の獣脚は全国的に出土例も少なく、つくりの鋭さ、色彩の発色のよさは逸品である。特に出土位置が主要建物周辺を中心として台形状区画からの出土がめだつ。

瓦塔は残片が 8 点ほど出土したがすべて方形基壇周辺からの出土である。淨瓶は台形状区画の北半で出土した。これらの出土は遺跡の性格を考える上で重要なものである。

建物に関連する遺物

瓦、釘、金具状鐵製品等がある。特に瓦は第 I 、第 II 基壇周辺を中心に住居からも出土して

いる。種類は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦があるが特に軒先瓦の出土量が少ない点が注目される。また平瓦の格子目に文字を刻みこんだものがある点が注目される。軒先瓦は上野国分寺出土のものとの関連が確実であり、刻字瓦の中には「潤」、「雀」、「反」などの佐位郡の郷名⁽⁹⁾の頭字とみられるものを含んでいる点が目をひく。

鉄製品は大小三種の釘、扉金具とみられるもの等があり、特に基壇周辺に多い。

工具類

鉄斧、鎚、鍛等がある。特にこれら鉄器は周辺に小鍛冶を伴なうことから遺跡の中で作られた可能性が強い。これら工具は掘立柱建物の建設に使用されたものとみられ、それが周辺の堅穴住居から出土していることで住居の性格について示唆を与えてくれる。

その他の遺物

硯——須恵器の盤、皿を転用したものが2点発見されている。一つは墨書を伴
能である。

製鉄関係遺物——羽口、るつぼ、チップス等が発見されている。羽口は小型で短かいもので小穴を穿ったものと、大型で長く穴の大きいものの二類型があり、前者は小鍛冶関係、後者はたたらに使用されたものとみられる。たたら関係遺物は南限大溝から出土しているので、この周辺に施設をもつものであろう。

宋銭——紹聖元年(1094~1097)熙寧元宝(1068~1077)等が出土している。板碑——(東
縁の原地形が一段下がるあたりの土壤)貞和3年銘の板碑が出土したが、これらは層位、遺構の状態から本遺跡が当初の機能を失った以降のものであるとみられる。
(井上唯雄)

4 遺跡の性格

前述したように、本遺跡は低台地上に位置し、規模は東西150m、南北320mほどにわたる中に55棟の建物(内3棟は基壇を有し、2棟は瓦葺建物)、櫛、溝、47の堅穴住居、8の井戸等で構成されていることが確認された。これらは、建物の配列、方位のある程度の統一性を有する点、出土遺物の中に奈良三彩、墨書き土器、郷名を付した刻字瓦が含まれるなどの点から一般の集落とは異なる性格を有するものであるとみられる。ここではそれらの点を中心に遺跡の性格について述べてみたい。

建物の配列をみると明らかに柱筋をそろえた計画性をもつ配置が注目される。また主要建物を櫛、溝、土塁等で区画している。これらは一般的には官衙・寺院における配置に共通するものである。前年度における予察中でも郡衙・寺院の両面からこの問題に触れておいた。ここでもこの二面から今年度発掘調査の所見を加えて検討し、総合的に一応の見解を示してみたい。

遺跡は境町教委調査区の部分も含めて5群から成っている。各群の特徴を概略列記すると次

のようである。

台形状区画部分

- 1) 基壇を有する瓦葺建物2棟を柵、溝、土塁で他と面していること。
- 2) 柵列は時期の異なるものが二重にめぐらされており、南辺には四脚門を設置する。
- 3) 区画内には、柵上に9棟、方形基壇東に1棟、区画後背に東西に並列して4棟の建物がある。
- 4) 第I基壇は20m×16mの規模をもち、桁行12.6m梁行9.6mの建物、第II基壇は12mの方形基壇に一辺9mの地覆石をめぐらす。両者共瓦葺である。第I基壇は掘立柱から有礎に建替えられたものとみられる。
- 5) 溝が北、西にめぐり、北辺は土塁かめぐっている。東北隅部は特に内側に「」型溝を付しており、当初開口していたものを後に築地で閉鎖したとみられる。
- 6) 柱穴の重複、方位等から3段階に分けられる。

東北建物群（14棟）

- 1) B006を中心に総柱式建物2棟、井戸を含んでいる。
- 2) 方位から3区分され、竪穴住居を切る一群と他群、方位、柱穴掘形から3類型される。
- 3) コの字状の配置をみせ、建物の規模は区々である。
- 4) 同一時期には数棟が1ブロックを形成している。

東南建物群（17棟）

- 1) C、D棟を中心に総柱式建物1棟、井戸を含んでいる。
- 2) 方位、重複関係から4類に区分される。
- 3) D、F、G、Hの各棟は2～3回にわたり改築されているが、その方位のズレは小さい。
- 4) 配置はコ字状を呈し、軒通りはそろうが建物の規模は区々である。
- 5) 同時に数棟が配置され1ブロックを形成していたとみられる。

（西南部、境町教育委員会調査区分については建物数・未発表などの条件から省く）

以上各群の様相について観察したが、東北群と東南建物群の様相には共通点がみられることが指摘された。

これらの所見を整理すると次の点が指摘される。

- 1) 建物配列は柱筋をそろえた並列、縦列をみせるが建物規模が一定していない。
- 2) 遺構は数ブロックに分離され、溝、柵等で区画されている。本遺跡は主要部分と他群に分けられるが、倉庫群等は欠いている。

- 3) 台形状区画の主要建物は規模、位置から第Ⅰ基壇建物であり、南門正面に据えられている。
- 4) 方形第Ⅱ基壇は仏堂的な性格を有するものとみられる。
- 5) 方位は南辺柵列に基準にしたと推定されるが統一性を欠き、バラツキがやや大きい。
- 6) 柱穴の掘形が小形で不整なものがめだち、建物規模も統一性がなく区々である。

中山敏史氏は從来郡衙址としてみられてきた遺跡の再検討をされている。即ち、建物配置、規模、方位、柱間寸法、柱掘形の規模、形状、建物群構成の型態、時期的変遷、同時存在の棟数、遺跡の規模、出土遺物を指標としてⅢ類5区分をされ、それぞれに郡衙、寺跡、集落、郡衙官人層の居宅、在地豪族層の居宅としての性格づけをなされている。

これでみると、建物配列上からは一応の要件は満しているものの建物群の機能別な構成（厨、館、倉庫、郡庁）面で確実にそれを把握することができない。建物の規模に統一性がなく全体として小規模であること、方位にバラツキがある、柱穴掘形が小さく不整である点等で郡衙というには否定的要件がそろっている。

一方、遺跡の規模、台形状区画の施工法、主要建物の規模・棟数・完尺の使用等では他の郡衙とみられる遺跡と共通な点も有しているといえる。

また、遺物の面からみると、奈良三彩陶が発色、つくりからみて優れたものでセットをなすとみられるものを出土していること、70点に及ぶ墨書き器を出土して有識官人層の存在を裏づけていること、刻字瓦の中に郷名の頭字を付したもののが認められること、瓦が国分寺瓦と同型でその面から公的な性格を有する階層の存在を裏づけることなどから、背景に郡衙に關係する官人層の存在を推定することは可能であろう。

また、本遺跡の立地の選定の問題からみると、北・南にはそれぞれ鬼高期・和泉期の集落が認められるが、掘立柱建物群をようする本遺跡は明らかに空閑地であった可能性が強く、国分期（9世紀以降）以降において企画、配置された遺跡であるといえる。郡衙が、他の集落と一緒に線を画して特殊な意義をもちらながら新規に設置されたとすればこの事実と符合する面も一応考慮されよう。

また、一般にいわれる如く、郡衙の構造も8世紀後半以降、建物配置に規格性を失い、多様な配置形態をとるとする中山氏の論¹⁰に従えば、その変容した郡衙そのものの実態が明らかでない現段階では、郡衙としての可能性も捨てざることもできない。

前年度、一応寺院址ともみられる一面も紹介した。しかし、今年度調査で見る通り、瓦塔等でみる仏教的要素、方形基壇の存在を除いて、寺院としての伽藍配置がみられないことからこの考えは捨てざるべきものと考えられる。

以上、いくつかの観点から本遺跡の性格についてみてきた。結論的に8世紀における郡衙の構造とは異なる様相が指摘されたが、本遺跡が9世紀の遺物を伴なうところからすると郡衙としての可能性をあながち捨てざることもできない。特に遺物の面から考えると、公的な要素や

官人の存在が推定されるところからすると、本遺跡は1歩ゆずっても都街に關係する官人、とりわけ都司階層の居宅であったことも考えられ、一応都街に關係する遺構であるとの性格づけをしておきたい。

(井上唯雄)

5 遺 跡 の 時 期

本遺跡から多量の瓦、土師器、須恵器、多彩陶器、製々品等を出土した。これらの遺物はこの遺跡の時期を決定する上で重要である。一方、地学的な観点、とりわけ降下時期が比較的明瞭な軽石の堆積も重要な鍵である。

遺物からみた年代観は、すでに「概報Ⅰ」でもふれたように南関東編年でいわれる国分期に属する土師器とそれに共伴する須恵器がある。しかし、これにも型式上多少の変遷が認められる。特に遺跡の創建期と目される竪穴住居中からは9世紀初頭とみられる土器が出土している。これら竪穴住居はその後も短期間ではあるが、時代の下降したものを含んで微妙な変化をみせている。その時期は9世紀中葉前後とみられ、建物の建築にたずさわった工人的住居や工作場とみれば、ほぼ9世紀中葉に本遺構は整って完成されたとみることができる。建物群の所見の土壇の設置、棚の付替え、主要建物の有礎建物への変化はこの時点にとらえられるかもしれない。

一方、存続期間を推定するものに南限大溝からの出土土器がある。これには前述の竪穴住居の古い範疇に属する9世紀初頭のものから、灰釉陶の器形に酷似した墨書土師器塊の10世紀中葉前後まで下る遺物を含んでいる。

また、南限大溝の溝底50cmほどの埋土には浅間山起源のB軽石層が純粋な層として堆積している。この軽石は從来の研究で1108年とも、1281年ともいわれているものである、いずれにしても、溝は既に浅間B軽石降下期にはある程度機能を失って埋まりかけた状態であったと推察される。また台形状区画西溝を切って掘られた大穴にも同様、B軽石が断面中位の位置に認められることから、主要部分も既に機能を失っていたものと推定される。これらのことからこの遺構は10世紀後葉ごろには既に放置されていったものと推定される。

この他、灰釉陶、瓦等の所見でもこれが裏づけられる。したがってこの遺跡は9世紀初頭から10世紀後葉ごろまでその機能を果していたものとすることが妥当であろう。

(井上唯雄)

む　す　び

昭和48年以来、3カ年にわたり継続調査されてきた十三宝塚遺跡も、一部をのこしては調査を完了した。その結果、50数棟に及ぶ掘立柱建物群を中心とした遺構、奈良三彩、刻字瓦、墨書土器等の遺物など注目すべき発見があった。

それらについてここにその実態を概報として取急ぎまとめてみた。遺跡のあったままの姿をできるだけ忠実に表現することを中心に文章化したが、考察の段階で遺跡の特異性から結論らしいものすら導き出すことはできなかった。

しかし、これらの遺構が意図的に配置された官衙（都衙）遺構ないしはそれに準ずる都衙に関連した地方官人階層（郡司階層）の居宅である可能性を導き出した。都衙の主要部分及び全体像が不明確な現段階ではその性格について早急に結論づけることはできないし執筆者の非力さから十分意をつくせない点も多い。上野国内におけるこの種遺構は最初の発見であり対比すべき資料も欠いている。そうした中で敢えて報文としたのは、多くの先学にご批判を戴き、ご教示を乞うことを願ってのことである。大方のご叱正を願ってやまない次第である。

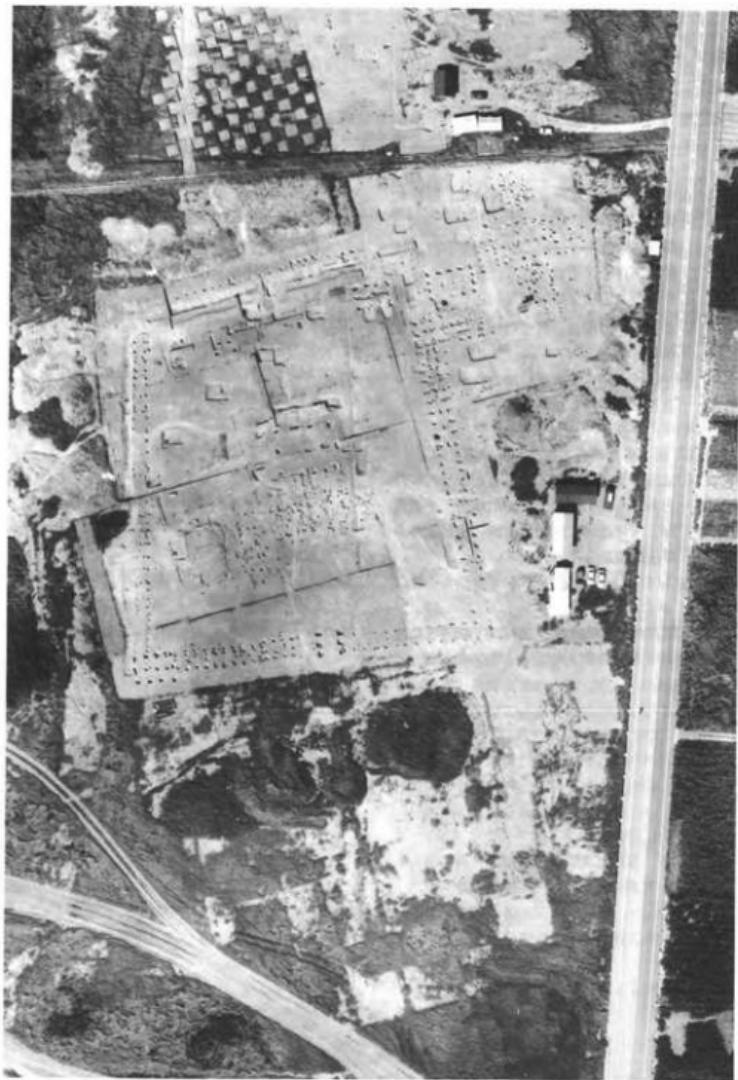
最後に、調査の便宜を与えられた沖電線株式会社、ご指導をいただいた奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター田中琢氏、文化庁水野正好調査官、三輪嘉六・阿部義平各技官、群大名誉教授尾崎嘉左雄博士に謝意を表し、あわせて、酷暑の中を汗みどろにご協力いただいた各位に厚くお礼申し上げ筆をおくことにする。

（井上唯雄）

注

- 足利健亮「都衙の境域について」（大阪府立大学歴史研究11）をはじめ、坪井清足、福山敏男、中山敏史氏らもほぼ方2町の範囲を都衙の最小単位とみる。
- 『多賀城跡』（宮城県多賀城跡研究所年報1972）多賀城内にある堅穴住居の性格について兵士の宿舎、工事小屋等を推定している。
- 『常陸風土記』行方郡条、郡家の記事中に、「社中寒泉、謂之大井、縁 郡男女、会集汲飲…」とある。
- 『新版考古学講座7』大川清「墨書き土器」では、墨書き1所属、2所有者、3使用目的、4落書類、5梵字、6人名の一文字、7不整のものに類別しているが、ここでは別の分類をとった。
- 「信濃」25巻4号
長野県下における墨書き土器の器種とはやや傾向を異なる傾向が認められる。
- 『井堀遺跡』（1969、群馬県吾妻郡草津町教育委員会）
県下の他遺跡でみると、一般の集落における墨書き土器の出土点数は数点どまりである。
- 『小浜代遺跡第1調査概報』（1970.3、福島県富岡町教育委員会）P23
従来の研究成果から、五位以上の高級官人、仏僧に限定される可能性が強いとされる。
- 橋崎彰一 陶磁大系5『三彩、綠釉、灰釉』P104 宮殿、官衙、寺院における祭儀で、火舎、盤、碗、仏鉢、瓶を1セットとして儀式に使用されたとしている。
- 『倭名類聚録』巻5 東山道第62 上野国
佐伊郡 名橘 有桐原形奈波之 岸新 反治 佐井 清名 布知奈 駅家 雀部 佐々伊倍 美信
- 東北隅を他と変える事例が最近増加しつつある。
この部分が鬼門にあたることも考慮する必要がある。
- 住屋、倉庫、井戸等を含めた1セットは生活のまとまりとしてとらえることも可能である。
- 大溝の走行からみると、台形状区画西北の

- 一画には倉庫群をおくだけのスペースは想定できるが未確認である。
- 13 注7と同P14、小浜代遺跡では1辺5.6m(約18尺)方形の埋込基壇、上表四周を整地しほば20尺の方形の基壇を構成したもので、三間堂のような小堂の存在を想定されている。
- 14 山中敏史「古代都衙遺跡の再検討」(『日本史研究』161号)I類、都衙
- 1) 郡院、倉庫院、厨院という用途別の建物群数ブロック構成されていること。
 - 2) 多数の大規模な建物が規則正しく並ぶこと、——計画性、背景に強大な力高度な技術、労働力
 - 3) 「神火」による火災の跡をとどめる——在地豪族層の政治的動向を背景
 - 4) 観の存在
 - 5) 「郡」名や郷名と郡名が同一のもの
 - 6) 立地、交通の要衝であることなどの条件をあげて都衙として、新治都衙、小郡遺跡、宮尾遺跡、関和久遺跡、梅曾遺跡、塔法田遺跡を挙げられている。
- 15 注14に同
- 16 注14に同P21
- 17 「続日本紀」神護景雲2(768)掌膳安女佐井朝臣老刀自を上野国国造となす。
- 参考文献
- | | |
|----------|--|
| 吉田 品 | 「評制の成立過程」(『日本古代国家成立史論』1973) |
| 高井 梓三郎 | 「都衙址」(『新版考古学講座6』1970) |
| 坪井 清足 | 「地方官衙と城柵」(『古代史発掘9』1974) |
| 宮本 長二郎 | 「高瀬遺跡、じようべのま遺跡をめぐって」(『富山県埋蔵文化財調査報告書III』1974) |
| 福山 敏男 | 「地方の官衙」(『日本の考古学VII』1967) |
| 三木 清他 | 『柄木県那須郡小川町梅曾遺跡発掘1次2次調査概報』(小川町教育委員会 1968) |
| 辰巳 四郎 | 『塔法田遺跡発掘調査略報』1966 |
| 高橋 美久二 | 『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第1集
『正道遺跡発掘調査概報』1973 |
| 工樂 善通 | 『福岡県三井郡小郡遺跡』(『福岡県文化財調査報告書第39集』1971) |
| 福島県教育委員会 | 『関和久遺跡』1973~75 |
| 田辺 哲夫 | 「玉名郡倉址と推定される肥後立願寺の遺構」(『熊本史学10』1956) |



圖版1 遺 跡 全 景

図版2



1 台形状区画（南東隅から）



2 南門より第Ⅰ基壇（南から）

図版3



1 第II基壟・B 004 (東から)



2 南柵列・B 001・B 002 (西から)



1 南柵列（南から）



2 東柵列・北東隅施設・B 019・B 021（南東から）

圖版5



1 東北建物群（東から）



2 44号住居・B 022・B 028（南から）



1 (右) 第Ⅰ基壇北東部
2 (下) 第Ⅱ基壇地覆石



3 (上) 第Ⅲ基壇（南から）
4 (下) B 006・B 023（東から）
5 (左) 第Ⅰ基壇南東隅





- 1 (上) 29号住居（南西から）
- 2 (中) 33号住居・47号住居・北辺
土壙（東から）
- 3 (下) 33号住居カマド

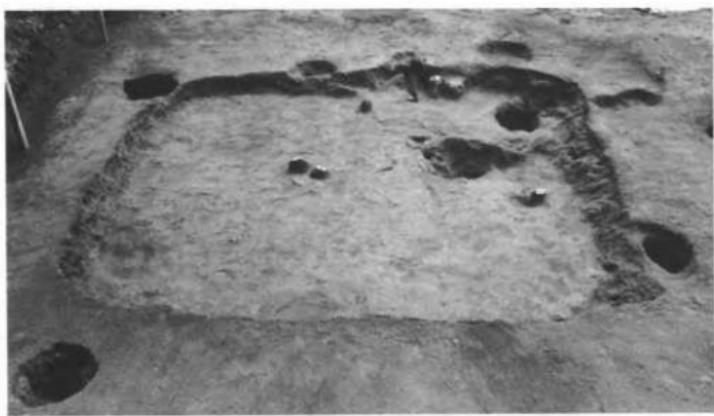
図版8



1 36号住居（西から）

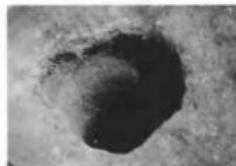
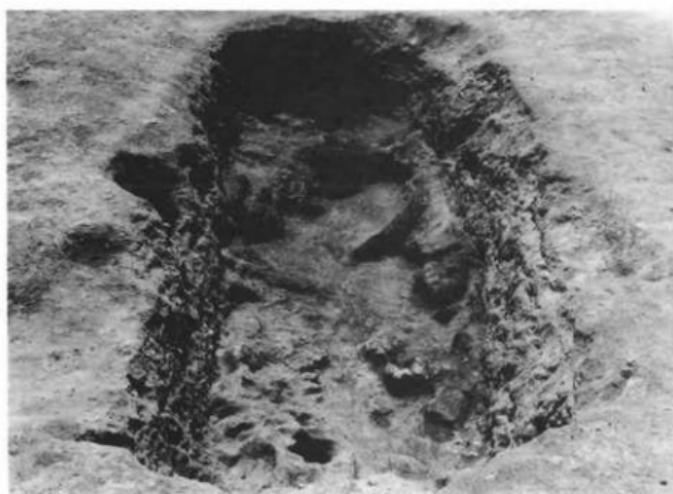


2 37号住居（西から）



1 (上) 39号住居 (西から)
2 (中) 42号住居 (西から)
3 (下) 39号住居カマド





1 (上) 燒土塙 (北から)
2 (中) 31号住居・8号井戸 (南東から)
3 (下) 7号井戸 (南から)

図版 11



1



2



3



4



9



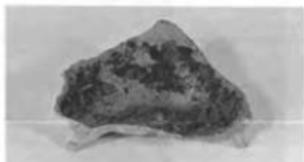
5



6



7



8

住居 A類の土器

30号住居 10

33号住居 1~7

39号住居 9



10



1



4



2



5



3



6



7



8



9

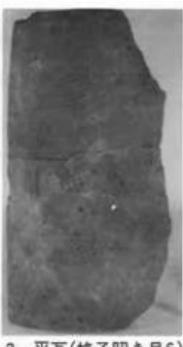


10

住居B、C類、包
含層の土器
29号住居 1~6
26号住居 7~8
堅穴焼土埴 9
J16区 10



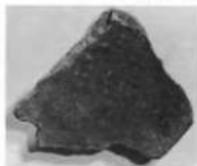
1 平瓦(格子叩き目4)



2 平瓦(格子叩き目6)



3 面戸瓦



4 ヘラ文字瓦(丑)



5 平瓦粘土合せ目



6 粘土合せ目(細部)



7 模骨痕跡



8 同左



9 奈良三彩陶



10 瓦塔



11 螺髮



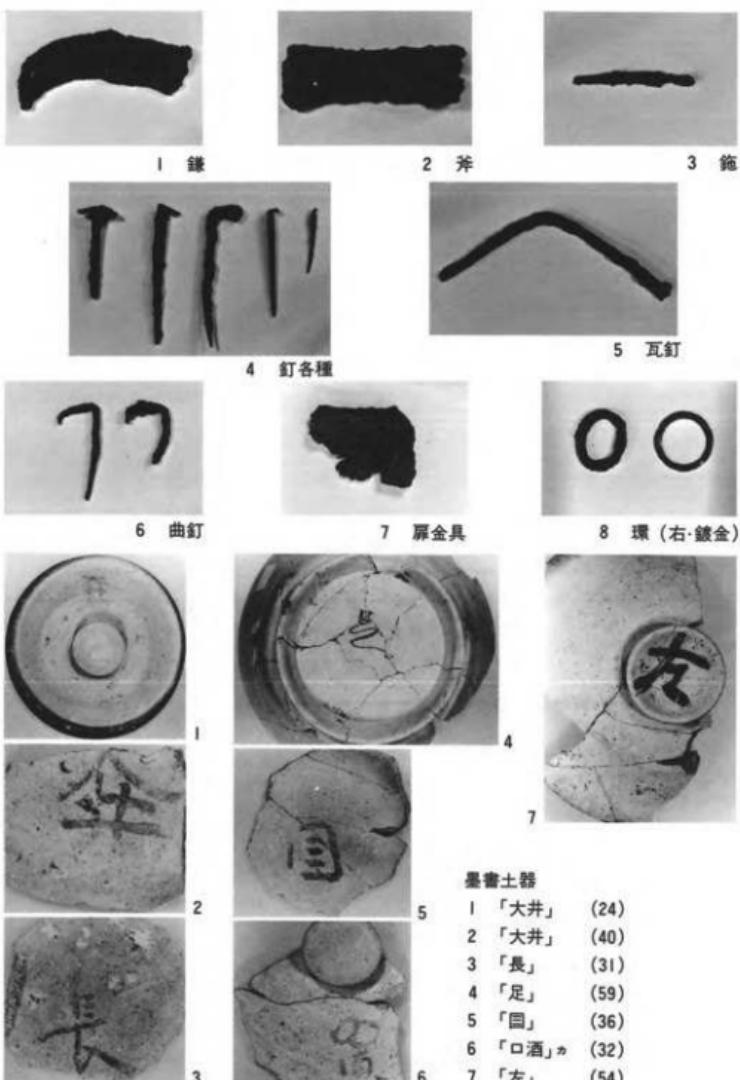
12 羽口



13 砧石



14 烧台状土製品



十三宝塚遺跡発掘調査概報 II

昭和51年3月25日 印刷

昭和51年3月31日 発行

編集 群馬県教育委員会 文化財保護課

印刷 朝日印刷工業株式会社

発行 群馬県教育委員会

〒371 前橋市大手町1丁目1の1

TEL 0272-23-1111(代表)